



北島町 緑の基本計画

The Green Space Master Plan of the Kitajima Town

令和2年 9月

ごあいさつ



北島町は、徳島県東部の吉野川下流域に発達した三角州のほぼ中央に位置し、広々とした田園空間を維持しつつ、県都である徳島市をはじめ隣接する市町のベッドタウンとして、また、今切川流域の豊富な表流水と水陸の便に恵まれたことによる工業地帯として発展してきました。面積は県内一小さな町にも関わらず人口密度は四国で一番高い町として、現在も人口が増加し市街化が進む活気ある町です。

近年、自然災害の防止や、地球温暖化対策など、持続可能なまちづくりに向けた機運が高まりを見せていますが、中でも多様な機能をもつみどりへの関心が高まっています。本町では都市化の進展に伴い、みどりが減少傾向にあることから、みどりを守り・育てる長期的な方針を定め、災害に強く、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めていくことが必要となっております。

こうした考え方のもと、将来あるべきみどりの姿や、目標を設定し、みどりの保全と緑化の推進および利活用を総合的かつ計画的に進めるため、平成9年2月に策定した「北島町緑の基本計画」をこの度、改定いたしました。

みどりの将来像を「水と緑のネットワークが図られたみどりの環境都市」と定め、本計画でお示した方針や施策の実行に加え、住民の皆様や企業、関係団体等と協働体制を取りながら、みどりの将来像を実現していく所存です。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力、ご協力を賜りました北島町都市計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和2年9月

北島町長
古川 保博

もくじ

第1章	緑の基本計画について	1
	1-1 緑の基本計画とは	1
	1-2 対象とするみどりの定義	2
	1-3 みどりの機能	3
	1-4 計画の位置づけと目標年次	4
	1-5 計画の策定体制	7
第2章	北島町のみどりの現況と課題	9
	2-1 北島町の概要	9
	2-2 北島町のみどりの現況	12
	2-3 住民意向	15
	2-4 北島町のみどりの課題	19
	2-5 北島町の緑の基本計画改定に向けた視点	22
第3章	緑の将来像と目標	23
	3-1 基本理念	23
	3-2 みどりの将来像	24
	3-3 基本方針	26
	3-4 計画フレーム	27
	3-5 計画の目標	28
第4章	緑の将来像実現に向けた取組	29
	4-1 取組の体系	29
	4-2 取組の内容	32
	4-3 緑化重点地区	43
第5章	計画実現に向けて	45
	5-1 各主体の役割	45
	5-2 進捗管理	46
資料編	47

第1章

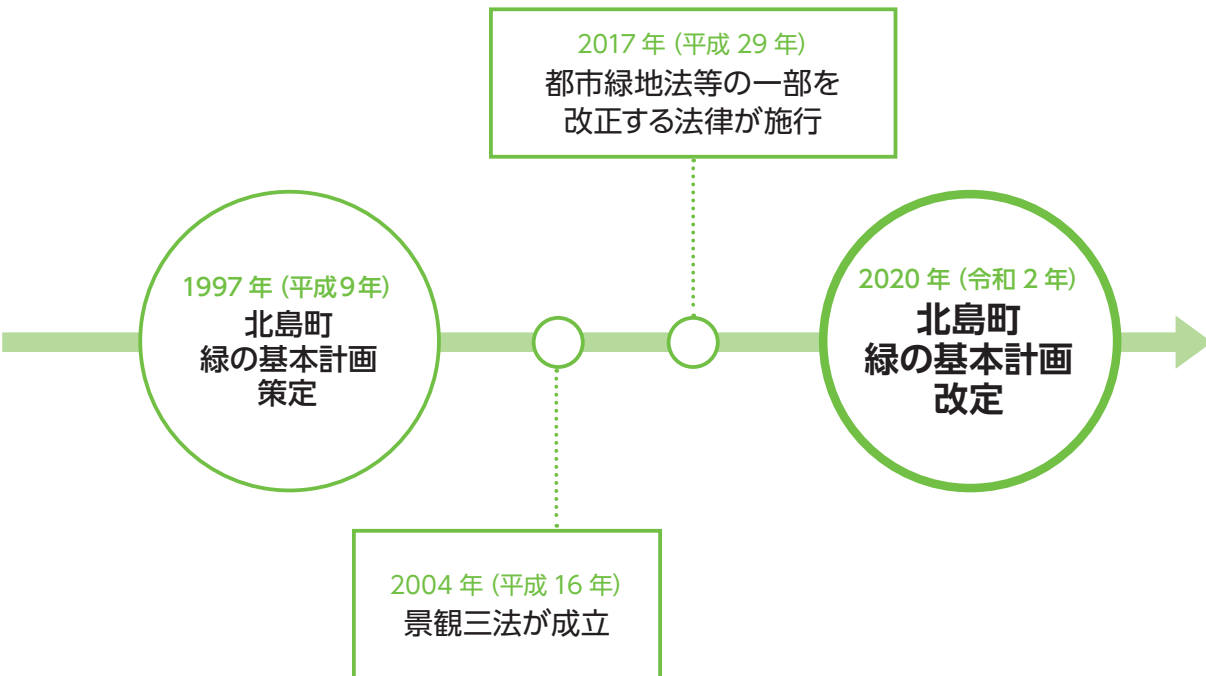
緑の基本計画について

第1章
緑の基本計画
について

1-1 緑の基本計画とは

本町では、緑の保全、創出、活用を総合的かつ計画的に進めるため、旧都市緑地法第2条の2に基づき1997年（平成9年）2月に「北島町緑の基本計画」を策定しました。しかし、現行の「北島町緑の基本計画」の策定から20年以上が経過し、2004年（平成16年）には景観三法（景観法、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立するなど、様々な取組みが推進され、近年では2017年（平成29年）には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、緑の基本計画の記載事項の拡充等が盛り込まれました。

上記の背景を踏まえ、本町の特性や都市の将来像、みどりの将来像を見据えた上で新たなみどりの施策を明らかにすることにより、都市公園・緑地の保全・整備と合わせて民有緑地の保全・創出や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進することを目的に緑の基本計画の改定を行います。



第2章
北島町の
みどりの
現状と課題

第3章
緑の将来像と
目標

第4章
緑の将来像
実現に向けた
取組

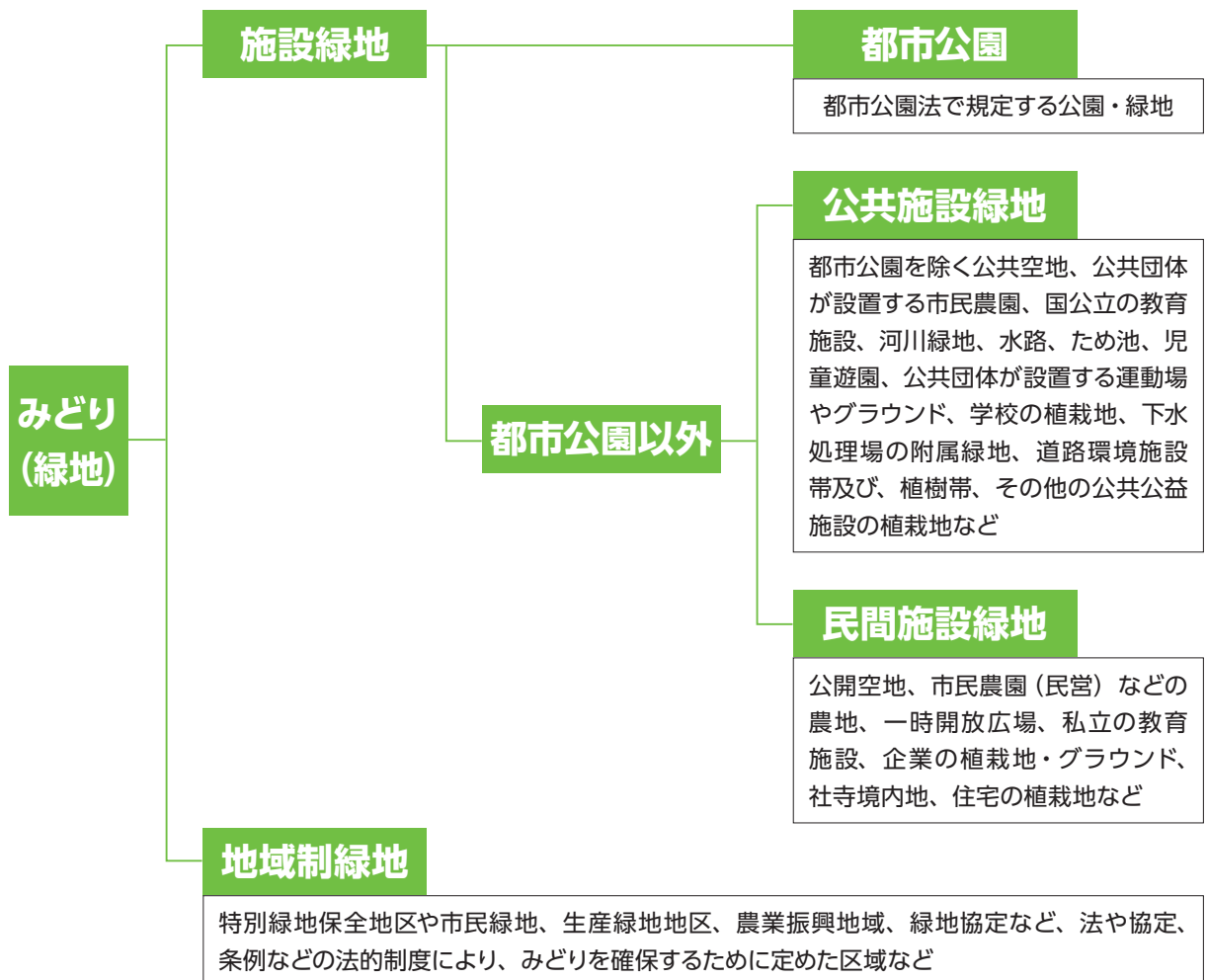
第5章
計画実現
に向けて

資料編

1-2 対象とするみどりの定義

北島町緑の基本計画（以下「本計画」という）で取り扱う「みどり」は、公共施設等として管理される施設緑地と、土地利用上で確保される地域制緑地の大きく2つに分けられます。施設緑地には、都市公園や学校といった公共施設緑地や民間施設緑地があります。地域制緑地には、市民緑地や生産緑地地区、農業振興地域などの法によるものや、協定、条例によるものがあり、次のように分類されます。

対象とするみどりの例



1-3 みどりの機能

都市におけるみどりは、都市のオープンスペースとして、下記の4つの機能を有することとされています。(都市緑地法運用指針 2018年(平成30年)4月1日改正)

環境保全機能

- 優良農林業地の保全や自然との共生による、快適な生活環境の創出
- 優れた自然環境や歴史的風土の維持
- 都市環境負荷の軽減 など

レクリエーション機能

- 自然や歴史的文化とのふれあいの場の創出
- スポーツなどのレクリエーションの場の創出 など

防災機能

- 南海トラフ地震に代表される災害発生時の避難場所や救援活動の場
- 延焼防止や避難路などの機能 など

景観形成機能

- 都市や地域を代表する優れた景観の創出
- 都市に潤いと安らぎをもたらす など



1-4 計画の位置づけと目標年次

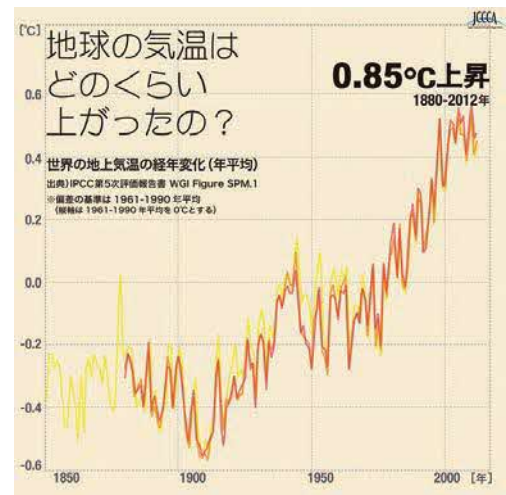
1) みどりを取り巻く社会動向の変化

1. 良好な都市景観づくりの重要性の増大

2003年(平成15年)に次世代に向けた国づくりの政策として、美しい国づくりのための取組みの基本的な考え方やその施策展開などを示した「美しい国づくり政策大綱」が策定され、2004年(平成16年)には「景観緑三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律の呼称)」が制定されました。この中で、「都市緑地保全法」については、名称を「都市緑地法」に改めるとともに、都市における緑地の保全や緑化及び都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑化地域における緑化率規制の導入や「立体都市公園制度」の創設などの措置が講じられ、景観づくりにおけるみどりの重要性が再認識されました。

2. 地球規模の環境問題の深刻化

地球規模での温暖化が進行しており、2030年(令和12年)度の世界の平均気温の上昇を産業革命以前から2℃未満にすることを目標とする「パリ協定」が2016年(平成28年)11月に発効されました。日本でも同目標を達成するため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を2013年(平成25年)度比で2030年(令和12年)度までに26%削減する目標が定められ、これらを達成するための具体的な方策が示されました。その中には、温室効果ガスの吸収源となる森林や都市の緑化による吸収量にも具体的な目標値が割り当てられており、その役割が期待されています。



国地球温暖化防止活動推進センター
IPCC 第5次評価報告書

3. 生物多様性の保全に対する意識の高まり

2008年(平成20年)に「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づき、2010年(平成22年)に国において「生物多様性国家戦略」が定められるとともに、都道府県又は市町村の区域内における「生物多様性地域戦略」の規定が設けられました。また、2011年(平成23年)には、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を推進することで、豊かな生物多様性を保全することを目的とした「生物多様性地域連携促進法」が制定されました。また、「都市緑地法」の運用指針の参考資料として、緑の基本計画の策定又は改定時に、生物多様性を確保するための緑地の配置方針、生物多様性の理解を浸透させるための普及啓発や環境教育などの施策の展開など、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました。

4. 少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まり

本町は高度経済成長期に進出してきた企業や徳島市のベッドタウンとして、現在もなお人口が増加し続けていますが、国立社会保障・人口研究所の推計によると、近い将来にピークを迎え、以後ゆるやかに人口が減少し、少子高齢化が進展していくとされています。こうした中、国においては2014年（平成26年）に、少子高齢化の対策と地方創生に向け、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年に、めざすべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、政策目標・施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

5. 住民との協働による地域のみどりづくりの発展

1998年（平成10年）に「特定非営利活動促進法」が制定されて以降、全国的にNPO法人の設立が進み、北島町においても2003年（平成15年）に「北島町住民活動推進条例」が制定されました。また、アダプトプログラムを活用した活動団体（2017年（平成29年）現在、11団体158人）により、道路や公園といった公共空間の清掃等が行われるなど、住民や企業、NPO法人などの多様な主体との連携によるみどりのまちづくりが広がりを見せています。



6. 防災・減災に対する意識の高まり

北島町緑の基本計画策定後も、2007年（平成19年）には新潟県中越地震、2011年（平成23年）には東日本大震災、2016年（平成28年）には熊本地震が発災し、多くの被害が生じました。これらの地震災害を契機として、避難場所や仮設住宅の用地としての公園・緑地などのオープンスペースの重要性が再認識され、その確保とともに、江尻防災公園などの防災機能を備えた公園や備蓄倉庫等の整備などが進んでいます。

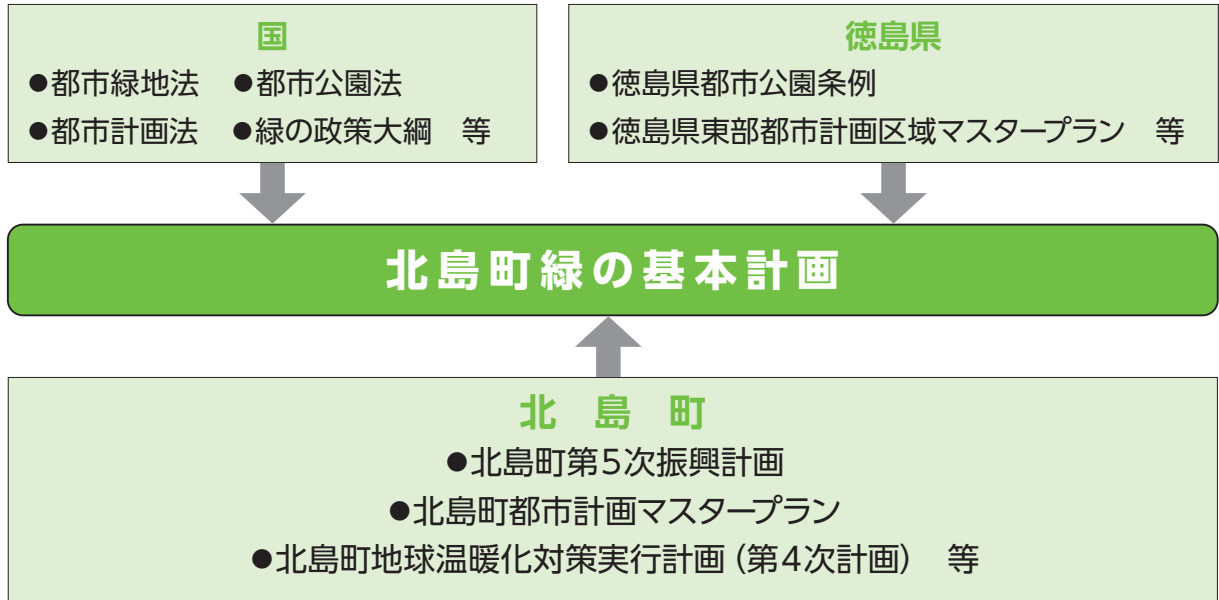
7. 都市の自然環境が持つ多様な機能の活用（グリーンインフラ）

2015年（平成27年）に国連総会において持続可能な開発目標（SDGs）が決議され、持続可能性の推進に向けた機運が高まりを見せるなか、人口減少や社会資本の老朽化の進行、気候変動の影響等による自然災害の激甚化に対応するために、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備と土地利用の推進に向け、多くの社会的課題の解決策となる可能性を有する自然環境（グリーンインフラ）の機能を既存のインフラを補完するものとして活用することが求められています。

2) 計画の位置づけ

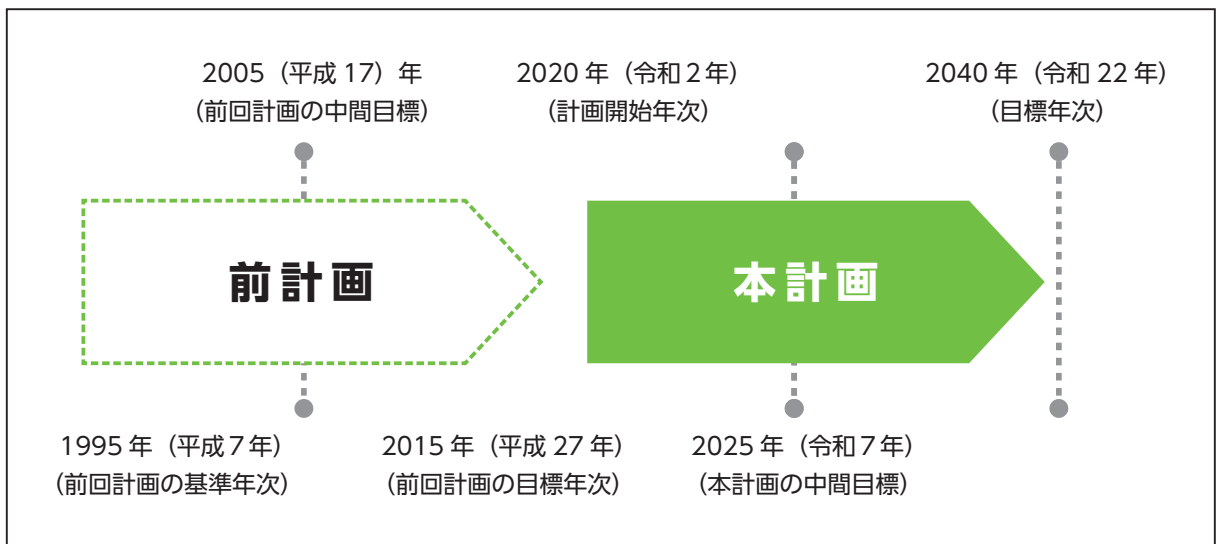
本計画は、「都市緑地法」第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に行うために定めるマスタープランとなるものです。

本計画の策定にあたっては、「北島町第5次振興計画」「北島町都市計画マスタープラン」等を上位計画とし、これらやその他の関連計画との整合性を図っています。



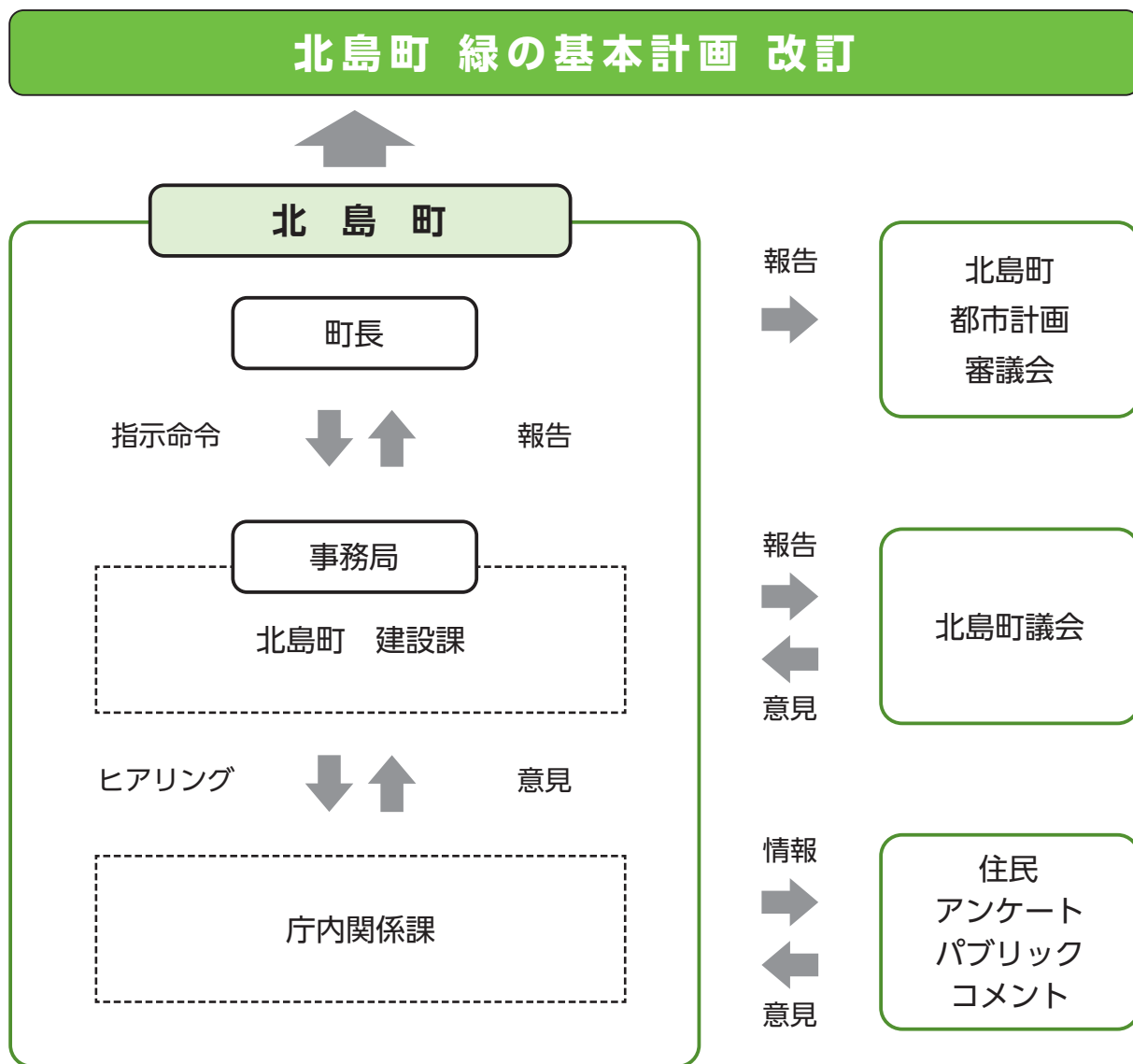
3) 目標年次

本計画は2020年(令和2年)を計画開始年次とした20年間とし、目標年次を2040年(令和22年)とします。



1-5 計画の策定体制

本計画は、様々な住民参加による検討の場を設けるため、住民アンケート調査やパブリックコメント等を行い、合意形成を図りながら策定します。



第1章

緑の基本計画
について

第2章

北島町のみどりの
現況と課題

第3章

緑の将来像と目標

第4章

緑の将来像実現に
向けた取組

第5章

計画実現に向けて

資料編

2-1 北島町の概要

1) 位置と地勢

本町は、北は鳴門市、南は徳島市、東は松茂町、西は藍住町に接しており、町域は東西3.86km、南北4.42km、総面積は約8.77km²となっています。

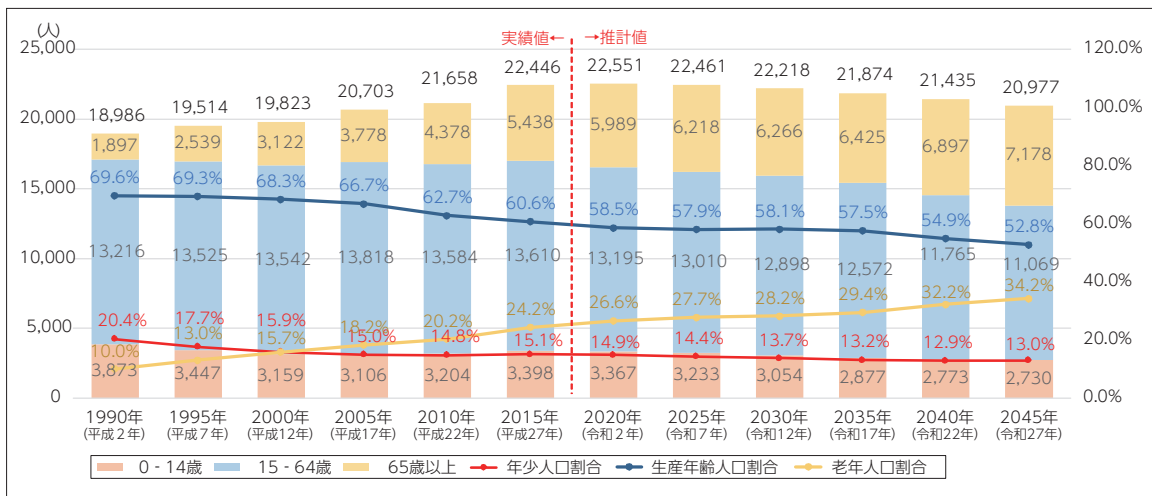
町域を旧吉野川と今切川の2つの河川に囲まれ、島状を呈しています。山地はなく、吉野川デルタの沖積低地の河口に位置する低湿地となっています。一部、自然堤防等による、微小な起伏を形成する箇所があります。



■北島町の位置

2) 総人口及び将来人口推計の推移

2015年（平成27年）における本町の総人口は、22,446人となっており、年齢3区分別人口を見ると、0～14歳が3,398人（15.1%）、15～64歳が13,610人（60.6%）、65歳以上が5,438人（24.2%）となっています。また、将来人口推計によると、総人口は2020年（令和2年）の22,551人をピークに、以降は緩やかな減少傾向に転じるとされています。また、年齢3区分別の構成比の推移をみると年少人口比率の減少、老年人口比率の増加が顕著になりつつあることがわかります。



■年齢3区分別人口の推移状況及び将来推計

※総人口は年齢不詳も含むため、各世代の合計値が総人口と一致しない箇所が存在する。
【出典】：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

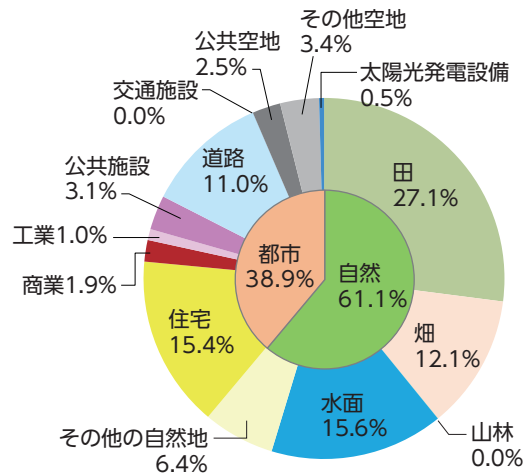
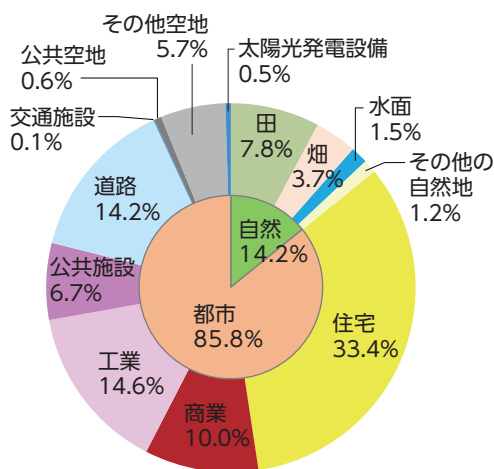
3) 土地利用状況

本町の面積は 874ha であり、土地利用状況は市街化区域（433ha）においては自然的土地利用が 61.4ha（14.2%）、都市的土地利用が 371.6ha（85.8%）と都市的土地利用の占める割合が高くなっています。

一方で、市街化調整区域（441ha）においては自然的土地利用が 269.6ha（61.1%）、都市的土地利用が 171.4ha（38.9%）と自然的土地利用の占める割合が高くなっています。

■ 土地利用現況

	市街化区域		市街化調整区域		合計			
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比		
自然的 土地利用	農地	田	33.8	7.8%	119.3	27.1%	153.1	17.5%
		畑	16.0	3.7%	53.3	12.1%	69.3	7.9%
		小 計	49.7	11.5%	172.6	39.1%	222.3	25.4%
	山林	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.1	0.0%	
	水面	6.5	1.5%	68.6	15.6%	75.1	8.6%	
	その他自然地	5.1	1.2%	28.3	6.4%	33.4	3.8%	
	小 計	61.4	14.2%	269.6	61.1%	331.0	37.9%	
都市的 土地利用	宅地	住宅地	144.8	33.4%	67.9	15.4%	212.7	24.3%
		商業地	43.2	10.0%	8.5	1.9%	51.7	5.9%
		工業地	63.3	14.6%	4.4	1.0%	67.7	7.7%
		小 計	251.2	58.0%	80.8	18.3%	332.0	38.0%
	公共公益用地	29.1	6.7%	13.6	3.1%	42.7	4.9%	
	道路用地	61.5	14.2%	48.6	11.0%	110.1	12.6%	
	交通施設用地	0.4	0.1%	0.1	0.0%	0.5	0.1%	
	公共空地	2.7	0.6%	11.1	2.5%	13.8	1.6%	
	その他公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	
	その他空地	24.7	5.7%	15.2	3.4%	39.8	4.6%	
	太陽光発電設備	2.1	0.5%	2.0	0.4%	4.0	0.5%	
	小 計	371.6	85.8%	171.4	38.9%	543.0	62.1%	
	合 計	433.0	100.0%	441.0	100.0%	874.0	100.0%	
可住地	259.9	60.0%	270.7	61.4%	530.6	60.7%		
非可住地	173.1	40.0%	170.3	38.6%	343.4	39.3%		



■ 土地利用の構成比 (左:市街化区域 右:市街化調整区域)

※面積の値や比率は四捨五入しているため、各区分の合計値が合計と一致しない箇所が存在する。

【出典】：平成 30 年度都市計画基礎調査

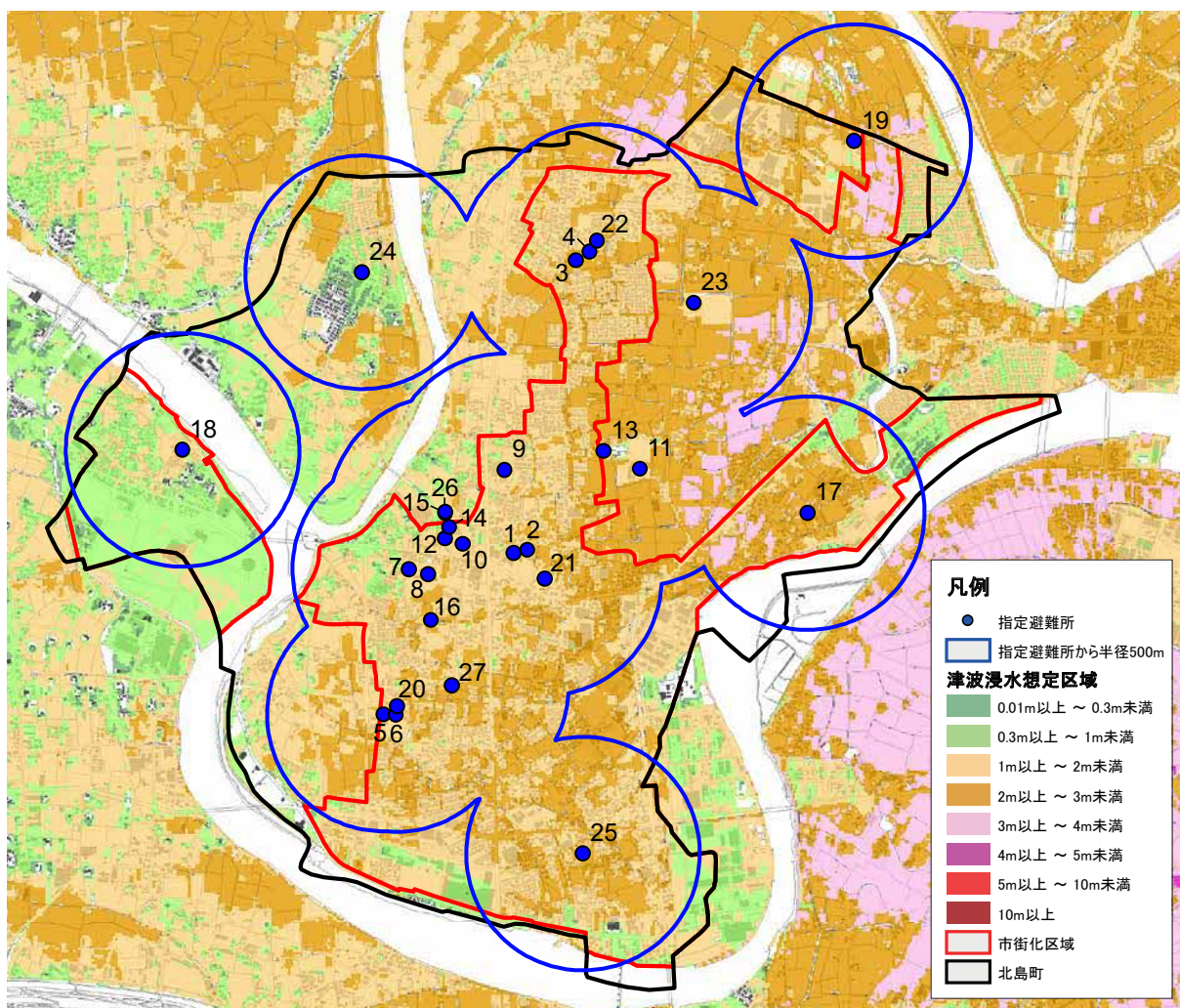
4) 本町で想定される災害

本町は、地形的に西高東低で山や高台が無く、周囲を旧吉野川、今切川、鍋川の3つの河川に囲まれています。徳島県は台風の前線にあたる事が多く、河川の水位上昇等により、水害が発生することが懸念されます。本町においても2004年(平成16年)と2011年(平成23年)の台風により浸水被害が発生しました。

また、本町の南海トラフ地震による最大震度は震度6強が想定されており、さらに、津波被害についても、本町は外洋に面していないものの、最大浸水深は3～4mとされ、地震発生後約61分で近接する松茂町新滑走路に最大波5.5mの津波が到達すると予測されています。

指定避難場所一覧

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	北島小学校 体育館	10	北島町総合庁舎(公民館)	19	北島町清掃センター
2	北島小学校 校舎	11	町民体育センター	20	南部地区学習等供用施設
3	北島北小学校 体育館	12	サンライフ北島	21	中央地区学習等供用施設
4	北島北小学校 校舎	13	サンビレッジ北島	22	北部地区学習等供用施設
5	北島南小学校 体育館	14	図書館・創世ホール	23	北島北公園総合体育館
6	北島南小学校 校舎	15	北島町保健相談センター	24	グリーンタウン防災施設
7	北島中学校 体育館	16	北島町武道館	25	北島南老人憩の家
8	北島中学校 校舎	17	北島東児童館	26	厚生福祉センター
9	北島町立保育所	18	北島西児童館	27	江尻防災施設



津波ハザードマップ

【出典】：北島町ホームページ

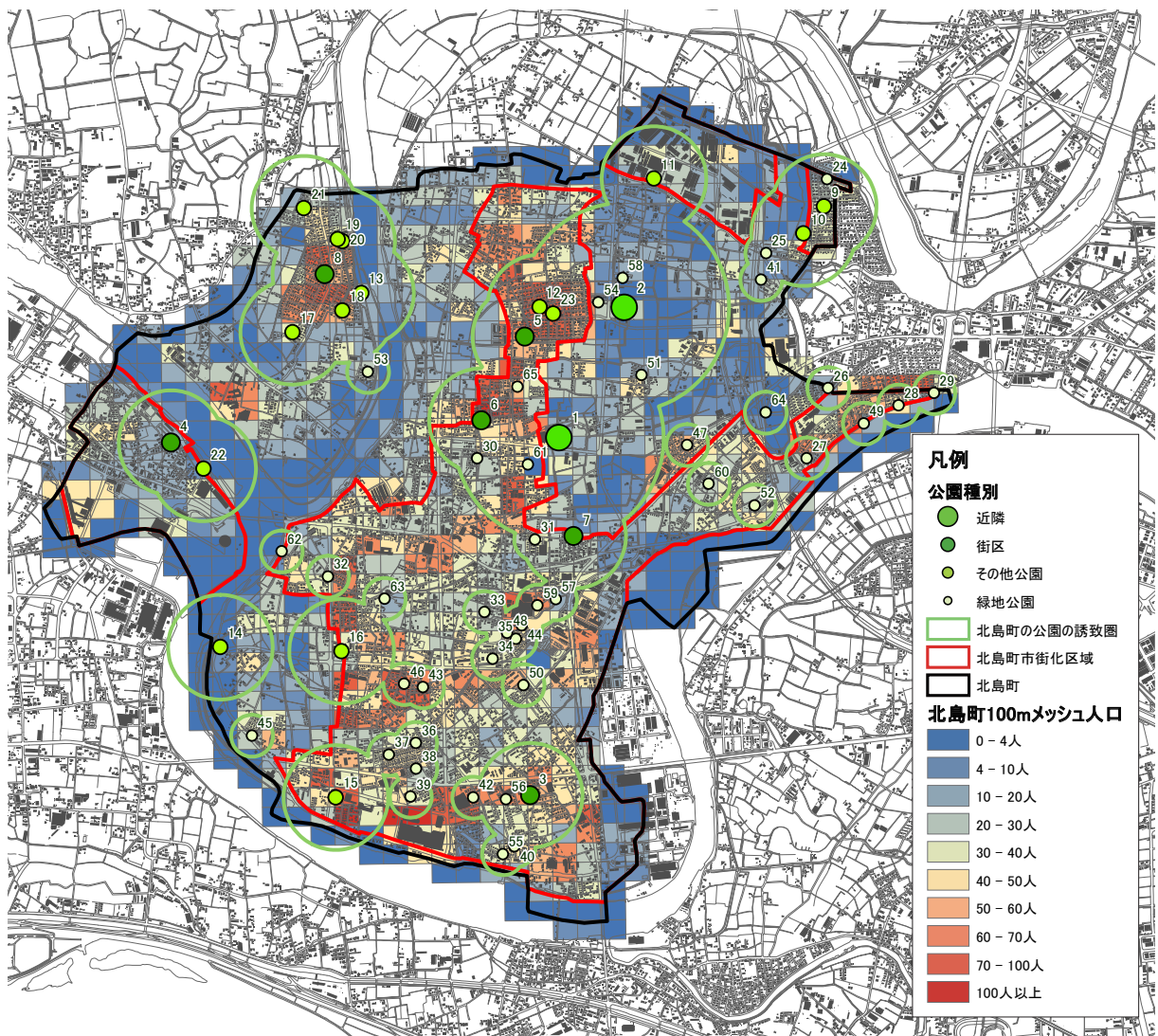
2-2 北島町のみどりの現況

1) 市内の都市公園等の整備状況

① 都市公園・緑地公園の整備状況および誘致圏人口

都市公園法で規定されている都市公園は、23箇所設置され、都市公園法で規定されていない緑地公園は、42箇所設置されており、本町には合計65個所の公園が存在します。

公園の誘致圏を、近隣公園500m、街区公園250m、その他の公園等を100mと設定し、その誘致圏内の100mメッシュ人口を算出すると、総人口22,446人に対し、11,733人と約52.2%となっています。



【出典】：北島町提供資料

※ 100mメッシュ人口は、2015年(平成27年)国勢調査による北島町の500mメッシュ人口から以下の方法により算出。

ステップ1：徳島県都市計画基礎調査の土地利用情報(2018年(平成30年))、国土数値情報の土地利用細分メッシュ情報(2014年(平成26年))、国土基盤情報の建物情報(2016年(平成28年))を用いて、住宅系用地に立地する「普通建物」及び「堅牢建物」データから、「住宅用建物」を抽出。

ステップ2：100mメッシュごとに「住宅用建物面積」を算出し、当該メッシュが位置する500mメッシュ内における「住宅用建物面積割合」を算出。

ステップ3：2015年(平成27年)500mメッシュ人口を、住宅用建物面積割合に応じて100mメッシュに分配。

ステップ4：市域全体の2015年(平成27年)国勢調査人口をコントロールトータルに100mメッシュ人口を補正し、100mメッシュ人口(2015年(平成27年))を算出。

■ 都市計画公園の整備状況

種別	名称番号	公園名	計画決定		供用面積 (㎡)	整備率
			面積(㎡)	年月日		
近隣公園	3.3.5	1 北島中央公園	21,000.00	S55.11.07	21,000.00	100.0%
	3.3.11	2 北島北公園	24,928.00	H09.03.26	24,928.00	100.0%
		近隣公園計	45,928.00		45,928.00	100.0%
街区公園	2.2.30	3 川久保公園	1,679.49	S49.09.02	1,679.49	100.0%
	2.2.32	4 勝端境公園	667.00	S50.07.23	667.00	100.0%
	2.2.33	5 北村公園	1,353.00	S51.09.02	1,353.00	100.0%
	2.2.37	6 中村公園	1,281.00	S53.07.11	1,281.00	100.0%
	2.2.38	7 栄通り公園	1,095.73	S54.08.18	1,095.73	100.0%
	2.2.70	8 グリーンタウン中央公園	1,954.60	H09.01.16	1,954.60	100.0%
		街区公園計	8,030.82		8,030.82	100.0%
合計			53,958.82		53,958.82	100.0%

■ その他の都市公園の整備状況

種別	公園名	供用面積(㎡)	公園名	供用面積(㎡)
その他公園	9 外開公園	817.00	17 グリーンタウン西公園	1,981.73
	10 太郎八須公園	1,174.00	18 グリーンタウン南公園	855.33
	11 鍋井公園	4,342.00	19 グリーンタウン東小公園	189.55
	12 北村団地公園	876.85	20 グリーンタウン東公園	769.37
	13 親水公園ゆとり	21,102.00	21 グリーンタウン北公園	1,330.62
	14 北島水辺交流プラザ	10,650.00	22 三ツ合公園	5,254.00
	15 大西公園	3,044.00	23 北村防災公園	1,207.43
	16 江尻防災公園	526.46		
合計				54,120.34

■ 緑地公園の整備状況

種別	公園名	供用面積(㎡)	公園名	供用面積(㎡)
緑地公園	24 外開北	170.00	45 百広花	280.00
	25 鍋川北	288.14	46 西中野南	153.76
	26 東中須	107.00	47 東堤ノ内	400.00
	27 岸ノ上	979.00	48 小分西	60.64
	28 鎌ノ先	988.00	49 今切川	1,344.00
	29 河原	400.00	50 かや	163.00
	30 竹ノ下	116.16	51 三町地	153.82
	31 明神下	152.95	52 牛飼原	200.00
	32 江口	88.87	53 南ハリ	153.85
	33 松堂	147.06	54 五反地	150.00
	34 夷ノ本	102.96	55 川久保西	151.00
	35 小分東	197.12	56 川久保北	155.09
	36 西ノ須北	300.07	57 小分北東	150.00
	37 西ノ須西	283.66	58 東蛭子	186.00
	38 西ノ須東	166.43	59 小分中央	186.56
	39 西ノ須中	184.00	60 本須	150.00
	40 川久保	150.38	61 日開野	254.00
	41 鍋川南	136.79	62 江口西	150.00
	42 西ノ須南	154.92	63 旭光	165.00
	43 西中野北	150.77	64 中須	178.76
44 小分北	444.00	65 稗畑	150.00	
合計				10643.76

【出典】：平成30年度都市計画基礎調査、北島町提供資料

②一人当たりの公園面積

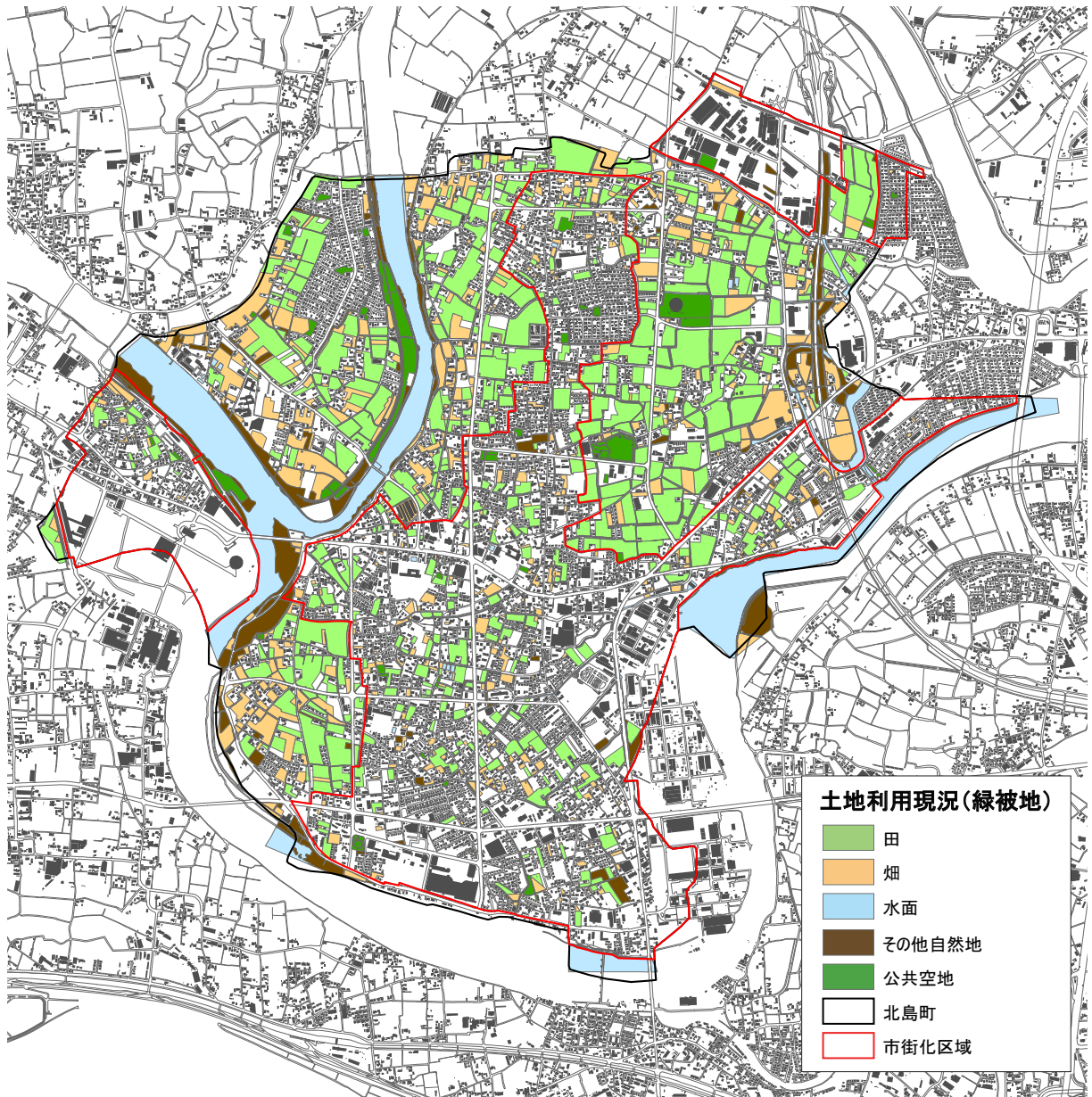
本町の一人当たりの都市公園面積は4.82(㎡/人)となっており、徳島県平均(9.9(㎡/人))及び、全国平均(10.5(㎡/人))を大きく下回っています。都市公園のほか緑地公園の面積を加えても5.29(㎡/人)と、非常に少なくなっています。

■ 一人当たりの公園面積

	合計面積(㎡)	一人当たりの公園面積(㎡/人)
都市計画公園	53,958.82	2.40
都市公園	108,079.16	4.82
都市公園・緑地公園	118,722.92	5.29
北島町人口	22,446人	

2) 緑被地

北島町全域の緑被地面積は 344.74ha、緑被地率は 39.4% となっています。緑被の内訳としては田が 153.1ha (44.4%)、水面が 74.98ha (21.7%)、畑が 69.3ha (20.1%) その他自然地在が 33.41ha (9.7%) となっています。



■ 緑被地現況

【出典】：平成 30 年度都市計画基礎調査

土地利用区分	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	北島町全域 (ha)
田	33.75	119.35	153.1
畑	15.96	53.34	69.3
山林	0.00	0.14	0.14
水面	6.47	68.51	74.98
その他自然地	5.12	28.29	33.41
公共空地	2.75	11.07	13.82
総計	64.04	280.70	344.74

2-3 住民意向

1) アンケート調査概要

本計画を策定するにあたり、町内のみどりの現状や課題、今後のみどりの保全、創出、活用に向けた方向性を検討する目的で住民アンケートを実施しました。

調査の概要

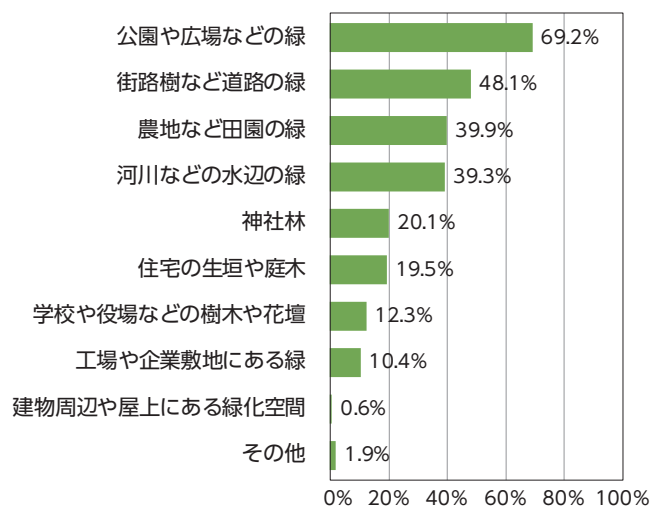
調査目的	北島町緑の基本計画の改定のため
調査対象	無作為抽出し1,000 票配布
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布期間	2019年(令和元年)12月9日～2019年(令和元年)12月23日まで
回収率	30.8%(308票回収/1,000票配布)

2) アンケート調査結果

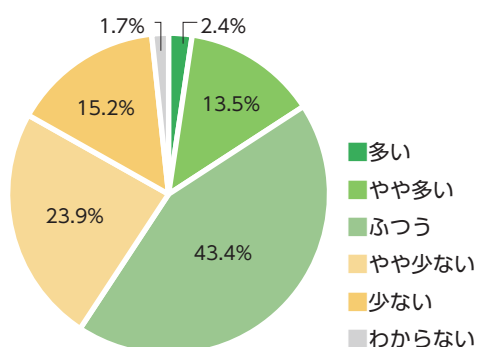
① 「北島町のみどり」と聞いてイメージされるもの

- 「公園や広場などの緑」がもっとも多く約7割(69.2%)で、次いで「街路樹など道路の緑」が約5割(48.1%)です。
- 「学校や役場などの樹木や花壇」「工場や企業敷地にある緑」についても約1割の方が北島町のみどりとイメージしています。

■ 「北島町のみどり」と聞いてイメージされるもの
[3つまで選択] n=308



■ 「みどり」の量について
n=297



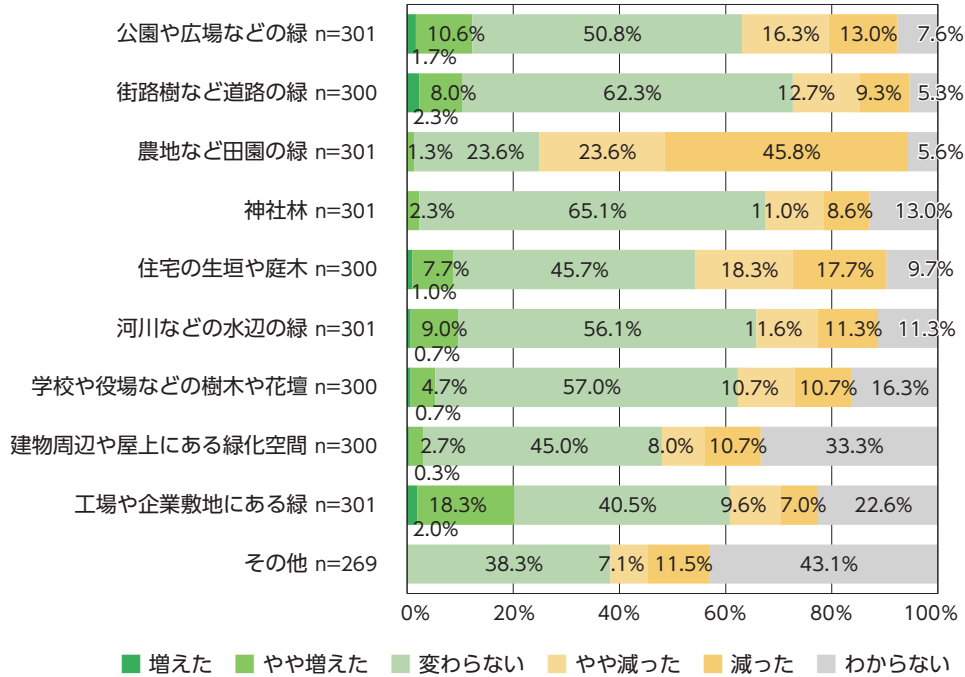
② お住まいの地域の「みどり」の量

- みどりの量は、「普通」と回答した人がもっとも多く43.4%です。
- 「やや少ない」「少ない」と回答した人が39.1%、「多い」「やや多い」は15.9%です。
- みどりの量が「多い」という回答より、「少ない」という回答が倍以上の割合を占めています。

③お住まい開始時と比べた「みどり」の量

- 「農地などの田園の緑」は、約7割（69.4%）が住まい開始時より減っていると回答しています。
- 「工場や企業敷地にある緑」は、住まい開始時より約2割（20.3%）が、「増えた・やや増えた」と回答しています。「減った・やや減った」（16.6%）という回答より、みどりの量が増えたという回答が多いのは、この項目のみです。

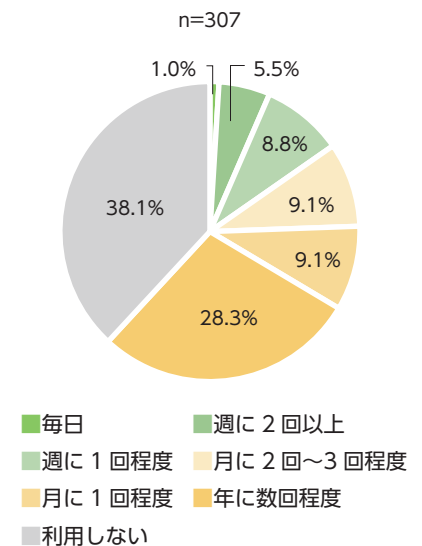
■ お住まい開始時と比べた「みどり」の量



④普段の公園の利用頻度

- 普段どのくらい公園を利用するかについては、「利用しない」がもっとも多く38.1%、次いで「年に数回程度」が28.3%です。
- 週に1回以上利用するのは、15.3%です。

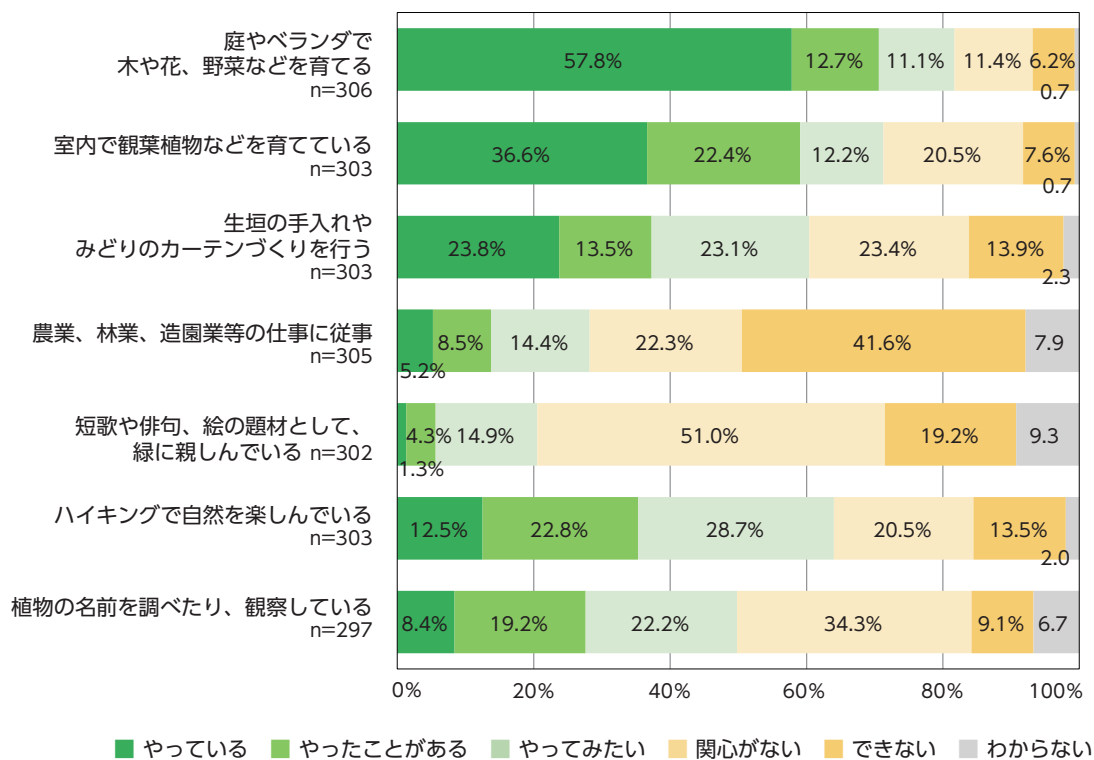
■ 普段どのくらい公園を利用するか



⑤各種、緑に関する活動についての関わり

- 「庭やベランダで木や花、野菜などを育てる」活動をやっているまたは、やったことがあると回答した割合の合計値は最も多く70.5%です。次いで「室内で観葉植物などを育てている」が59.0%です。
- 活動に関心がないという回答の比率がもっとも高いのは「短歌や俳句、絵の題材として、緑に親しんでいる」51.0%です。次いで「植物の名前を調べたり、観察している」34.3%です。
- 「生垣の手入れやみどりのカーテンづくりを行う」「ハイキングで自然を楽しんでいる」「植物の名前を調べたり、観察している」をやりたいと回答した人が2割以上います。

■ 活動との関わりについて

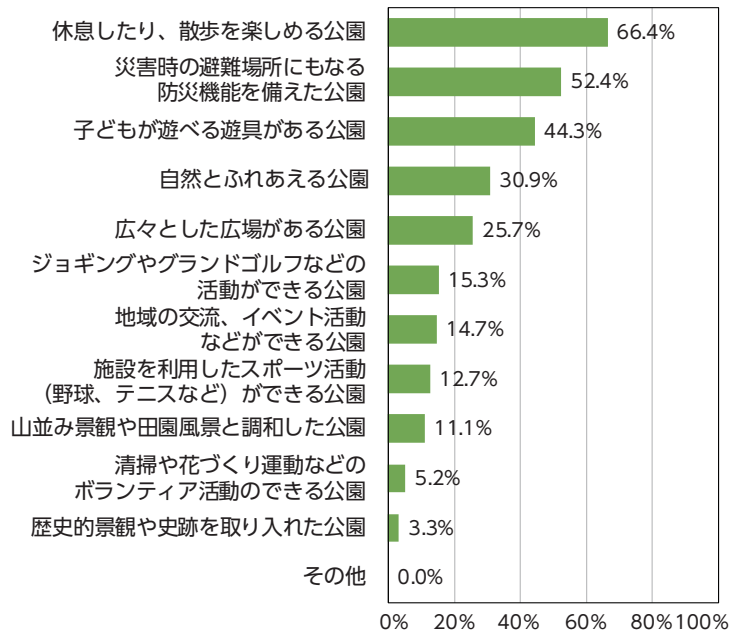


⑥今後、どのような公園などが増えていけばよいか

- もっとも多い回答が「休息したり、散歩を楽しめる公園」66.4%であり、次いで「災害時の避難場所にもなる防災機能を備えた公園」52.4%です。
- もっとも少ないのは「歴史的景観や田園風景と調和した公園」3.3%、「清掃や花づくり運動などのボランティア活動のできる公園」5.2%であり、どちらも1割を満たしていません。

■ 今後、どのような公園などが増えていけばよい

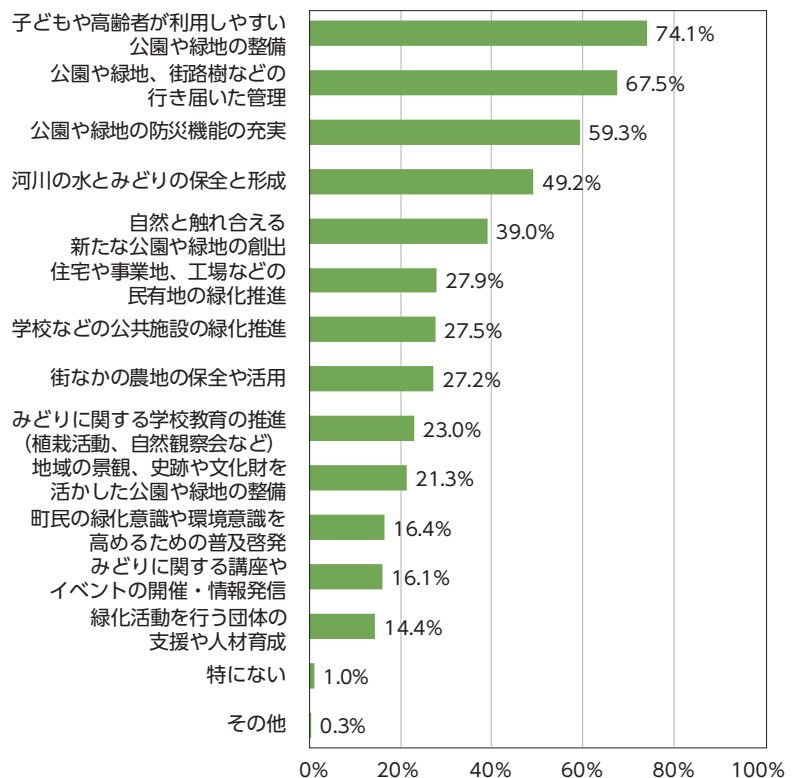
[3つまで選択] n=307



⑦今後、北島町を「みどり」あふれた環境のよいまちにするために、町にどのようなことを望むか

- もっとも望むこととして「子どもや高齢者が利用しやすい公園や緑地の整備」74.1%、次いで「公園や緑地、街路樹などの行き届いた管理」67.5%、「公園や緑地の防災機能の充実」59.3%です。

■ 今後、北島町を「みどり」あふれた環境のよいまちにするために、町にどのようなことを望まれますか。[あてはまるものすべて選択] n=305



2-4 北島町のみどりの課題

本町のみどりに関する現況及び住民意向等の調査結果から、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能の4つのみどりの機能ごとに課題を整理します。

環境保全機能に関する課題

- 本町では、河川や田畑、社寺林、公園などが身近なみどりで、緑被地率は約4割となっています。住民アンケートでは、地域のみどりが少ないと感じる人は「少ない」「やや少ない」と回答した方の合計が約4割という結果でした。本町の緑被地率をいかに向上させるかが課題となっています。
- 隣接する徳島市や鳴門市といった主要周辺都市への利便の良さから、ベッドタウンとしての機能を果たしており、今後も宅地開発が見込まれることから、宅地開発の適正な規制・誘導によるみどりの確保が必要です。
- 工場が立地する地域においては工場緑地が主なみどりとなっており、緩衝緑地の充実などが必要です。
- 住民アンケートにおいて約4割がレンコンのハス田をはじめとする農地を代表的な「北島町のみどり」と考えているものの、農地、農家戸数ともども減少傾向にあります。しかし、約3割の住民が「街なかの農地の保全や活用」を望むなど、住民意向としても農地の維持・活用が必要です。
- 本町は旧吉野川、今切川に囲まれており、それら河川は動植物の貴重な生息地であり、同様に北島町を代表するみどりであることから、河川などの水辺の緑も維持・活用が必要です。
- みどりは多様な機能を有していますが、地域固有のものであり、みどりが地域の特性を演出しています。このため、地域の中でみどりを育む気運を高めることが必要です。
- 町内のみどりに対して、新たにみどりを増やすことも重要ですが、今あるみどりについて適切に管理することも必要です。
- 今後は、更なる面的な「量の増加」のみならず、ニーズに合致した既存の公園のリニューアルや、多様性のある植物を用いた風景の創出など、身近なみどりの質の向上が必要です。
- 町内の民有地の緑化はあまりなされておられません。住民や団体、企業が主体的にみどりに関する活動に携われる仕組みが不十分となっています。
- みどりのまちづくりに対する理解を深めるため、利用しやすい公園・緑地整備など身近なみどりの創出のほか、まちなかのみどりを活用したイベントの開催等、住民がみどりにふれあえる機会を創出することが求められています。

レクリエーション機能に関する課題

- 今後増えてほしい公園として、スポーツや地域イベントを行うことのできる公園が住民から望まれています。そのため、身近な公園やスポーツ・レクリエーション施設の整備といった住民のニーズに沿った公園の整備が必要です。
- 町内に都市公園等が不足している空白地域があります。このため、住民のニーズ、人口分布あるいは社会情勢に対応した公園施設機能を適切に配置することが必要です。
- 現在、一人当たりの都市公園面積(4.82㎡/人)は、都市公園施行令で標準とする10㎡/人に対して大きく不足しています。また、住民アンケートにおいても、身近な公園・緑地が少ないと回答した割合が約半数となっています。
- 公園の利用頻度は「利用しない」と回答した割合が最多であることなど、あまり公園が利用されていない側面もあります。このため、公園の魅力向上や情報提供の機会の創出が必要です。
- 住民アンケートにおいて、増えて欲しい公園として、「休息したり、散歩を楽しめる公園」「子供が遊べる遊具がある公園」「自然とふれあえる公園」といった、身近なレクリエーションとしての機能においても多様化が求められています。
- 本町の主要なみどりである河川への親水性を高めるため、自然環境を活かした施設の維持や整備拡充が必要です。
- 今後、施策を推進していく中で、保険福祉課や民生児童課等、関係課との連携を図っていくことが必要です。

防災機能に関する課題

- 本町の市街地は外洋に面していないものの、南海トラフ巨大地震による広い範囲での津波被害が想定されています。住民アンケートでは、今後のみどりあふれた環境のよいまちに向け、望むこととして、約6割の人が「公園や緑地の防災機能の充実」と回答しています。このため、公園・オープンスペース等が持つ防災機能の強化が必要です。
- 災害時に指定避難所となるような公園・緑地の適切な維持管理が必要です。
- 平時の防災訓練や災害時の避難場所、復旧・復興活動の拠点として公園を利活用できるよう、地域の実状にあった防災機能を有する公園・緑地等の整備が必要です。

- 公園・緑地等で町の防災機能の全てを賄うことは困難であるため、他の防災関連施策との連携を図ることが必要です。

景観形成機能に関する課題

- みどりは地域の固有の文化や歴史等と深く関わっており、町の景観として、三ツ合橋付近の河川敷、水神社、八幡神社等の社寺林といった郷土を代表する景観、町内にまとまって存在する水田と一体となった住宅、工場地が立ち並ぶ風景といった身近な景観があげられます。これらを保全・利活用し、個性と魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。
- 住民アンケートにおいて、「北島町のみどり」と聞いてイメージされるものとして、「公園や広場などのみどり」「街路樹などの道路のみどり」といった公共公益施設のみどりを挙げる住民が非常に多くなっていました。これら都市的なみどりの景観を向上させることが必要です。
- 北島中央公園など、本町を代表する公園や、本町の景観を特徴づける樹木などは、市街地の良好な景観を形成しています。引き続き、これらの景観を守っていくことが必要です。
- みどりには、環境保全や、防災機能など物理的な効果のほか、人々にやすらぎをもたらすなど、快適性を高める心理的效果などもあります。このことから、緑地率や緑被率の向上を図るだけでなく、道路、公園などを中心に、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、より効果の高い緑化を行うことが必要です。

その他課題

- 住民、団体、企業等に対し公園の場所やみどりに関する情報提供が不十分となっています。
- 住民、団体、企業、行政など多様な主体が協働で、みどりに関する施策に取り組むことが重要です。
- アダプト・プログラムやボランティア団体が活動しやすい環境整備が必要です。
- みどりを守り、増やす活動を継続していくための担い手の発掘・育成が必要です。
- みどりの施策を効果的に実施していくため、継続的にみどりの状況等を把握することが必要です。



2-5 北島町の緑の基本計画改定に向けた視点

本町のみどりに関する4つの緑の機能ごとの課題を踏まえ、北島町緑の基本計画の改定に向けた、以下の5つの重要な視点を整理しました。

緑の基本計画改定に向けた重要な視点

視点1：ニーズに合致した公園のリニューアルや、多様性のある風景の創出など、身近なみどりの質の向上

視点2：身近な公園やスポーツ・レクリエーション施設の整備

視点3：防災に対して有効な緑地等の整備

視点4：農地や河川などのみどりの活用

視点5：住民・団体、企業、行政が一体となったみどりの保全の推進



緑の将来像と目標

3-1 基本理念

1997年（平成9年）2月に「北島町緑の基本計画」を策定し、「身近な緑の創出」、「ふるさとの緑の保全と創出」、「にぎわい緑の創出」、「快適な緑の創出」、「緑の基本計画推進体制の整備」を基本方針の柱とし、総合的にみどりの保全や緑化を推進してきました。

前回計画の策定以降、良好な都市景観づくりにおける緑の重要性の増大や、地球規模の環境問題の深刻化、生物多様性の保全に対する意識の高まり、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災以降の防災、減災に対する意識の高まり、少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まりなどを受け、みどりの役割はより多様化し、重要性を増しました。

このようにみどりをとらえると、北島町第5次振興計画で「みどりあふれみんなの笑顔がつづく住みよいまち 北島」を目指す北島町にとって、緑の基本計画こそあらゆる計画の中で住民の賛同をもとに、重点的に取り組むべきまちづくりの骨格プランと捉えることができます。

このため北島町における緑の基本計画の基本理念は北島町第5次振興計画と同様に以下のように定めます。

基本理念

「みどりあふれみんなの笑顔がつづく住みよいまち 北島」



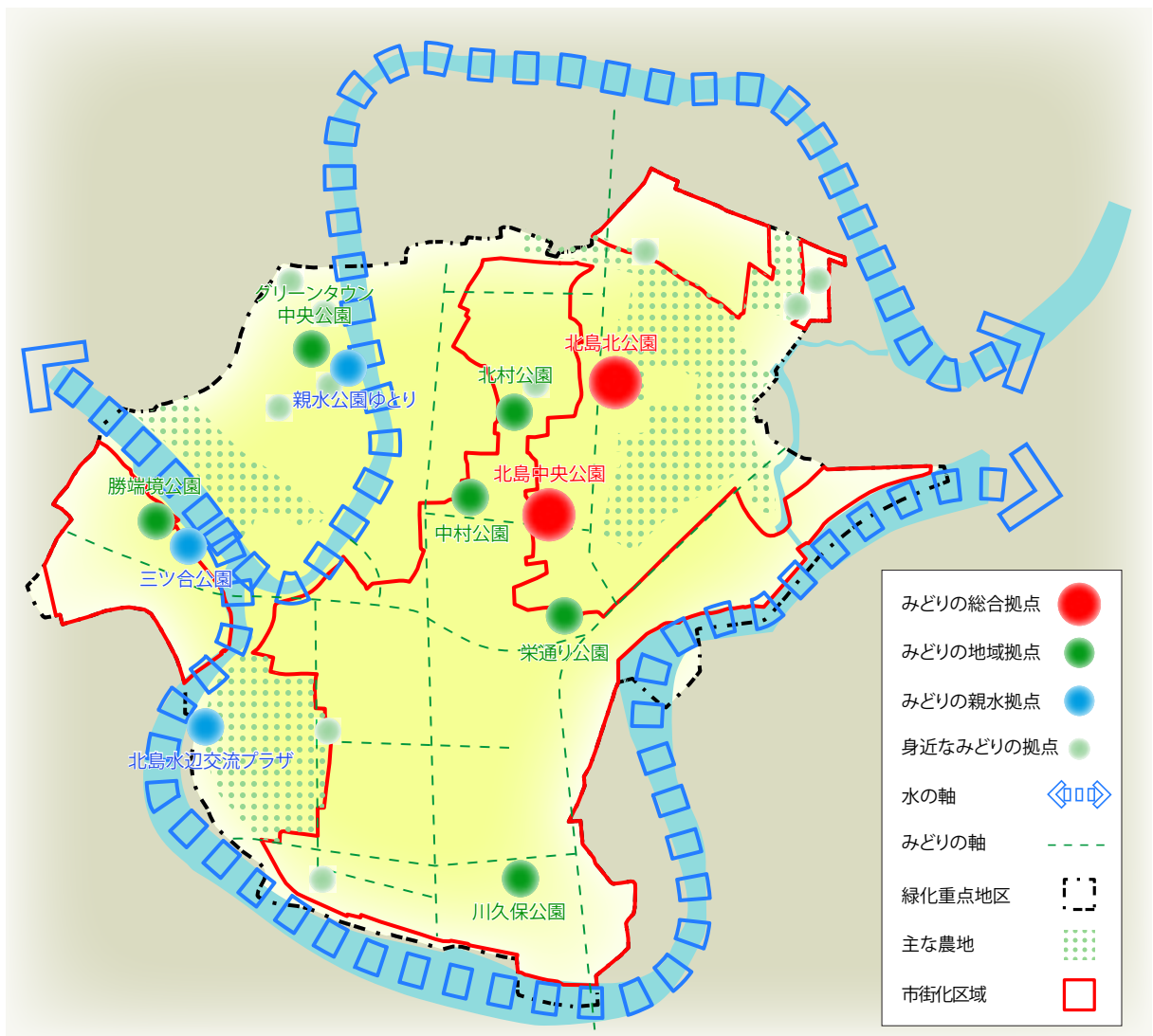
3-2 みどりの将来像

吉野川沖積平野に位置する北島町は、もともと自然の樹林地に乏しく、決して山林などのみどりに恵まれた土地柄ではありません。しかし、北島町を取り囲む旧吉野川や今切川等の河川や歴史のある農村と田畑の織りなす田園環境は、北島町独自のみどりの風景を展開し、利便な交通環境とあいまって、住宅都市、産業都市としての地位を確立しています。





北島町のみどりの将来像は、北島町のふるさとの風景として評価される河川環境や田園環境の保全整備を基本として、ぬくもりある北島町的生活環境と都市景観を形成していくための都市緑化、都市公園の整備等に積極的に取り組み、「水と緑のネットワークが図られたみどりの環境都市」を目指します。

みどりの将来像

「水と緑のネットワークが図られたみどりの環境都市」



■ みどりの将来像図

<p>みどりの総合拠点</p> 	<p>北島中央公園並びに北島北公園は近隣公園であり、本町においては、比較的規模の大きい代表的な公園です。特に北島中央公園では毎年4月上旬から下旬にかけ、チューリップが咲き乱れ、町外からも観光客が訪れる公園となっています。</p> <p>これらを「みどりの総合拠点」に位置づけ、みどりのもつ多様な機能を持つ本町のみどりの核としていきます。</p>
<p>みどりの地域拠点</p> 	<p>町内に点在する都市計画公園のうちの街区公園を「みどりの地域拠点」に位置づけ、地域の主要なみどりとして住民へみどりを提供する場とします。</p>
<p>みどりの親水拠点</p> 	<p>親水公園ゆとり、三ツ合公園、北島水辺交流プラザは本町を流れる旧吉野川、今切川に隣接しています。これらを水の拠点に位置づけ、本町の代表的なみどりである河川への親水拠点とします。</p>
<p>身近なみどりの拠点</p> 	<p>都市計画公園以外の近隣公園を身近なみどりの拠点として位置づけ、そのほかの各拠点を補完する、住民にとって最も身近にみどりと触れ合える場とします。</p>
<p>水の軸</p> 	<p>本町を囲うように流れる旧吉野川、今切川を水の軸として位置づけ、本町の重要なみどりの基軸とします。</p>
<p>みどりの軸</p> 	<p>本町を通る都市計画道路や県道などの広幅員の道路をみどりの軸として位置づけ、各拠点や軸をネットワークし、快適な生活環境や生物多様性を支えるみどりの基軸とします。</p>
<p>緑化重点地区</p> 	<p>重点的な緑化の推進を行っていくべき地区（町全域）を示しています。</p>
<p>主な農地</p> 	<p>本町の最も重要なみどりである、農業振興地域・農用地区域内の水田や畑などを主な農地として位置づけ、積極的な保全を図っていきます。</p>

3-3 基本方針

みどりの将来像「水と緑のネットワークが図られたみどりの環境都市」を実現するため、みどりのまちづくりの方向性として、以下の4つの基本方針を定めます。

基本方針1 みどりを残す

本町は、周囲を河川に囲まれた低平な地形であることから、様々な災害リスクを有しており、本町においても東日本大震災を契機に防災への関心も高まっています。また、国連総会にて持続可能な開発目標(SDGs)が決議され、持続可能性の推進に向けた機運が高まっています。これらを背景に、みどり持つ多面的な機能が注目されるようになりました。安全・安心で持続可能な都市の形成において“みどり”は欠かすことができないものとなり、積極的に保全することが望まれます。このため、北島町を特徴づけている、河川、公園緑地、優良農地などの田園環境等の保全を進め、ふるさとのみどりを守り育てます。加えて、社寺林や住宅地、工場地等の民有地のみどりについても、土地所有者の理解を得ながら、積極的に保全していきます。

基本方針2 みどりを増やす

樹木に代表されるみどりに決して恵まれない北島町の住民にとって、身近な環境をみどり豊かに変えていく計画の実施が一番に待たれます。このため、住民誰もが身近にみどりと触れ合うことのできる状況を創り出すものとし、加えて、住民のスポーツなどのレクリエーションの場となる公園などの空間を充実させます。

また、住民の日常活動と密接に関わる道路、学校等の公共公益施設の積極的な緑化の推進に加え、本町で過半の面積を占める民有地についても、緑地協定や、緑化地域などの指定など様々な制度によって緑化を推進します。

基本方針3 みどりを活用する

開発による農地転用、高齢化による営農意欲の低下やそれに伴う後継者や担い手不足など、みどりが減少する原因は様々ですが、十分な利活用がなされていないみどりは、まちの魅力や活力を低下させるだけでなく、防災・防犯上危険な場所となりかねません。そのため、既存のみどりの効率的な維持管理や新たな活用に加え、住民・NPO・企業など様々な主体の参画による公園等の積極的な活用を推進します。

基本方針4 みんなで考え、行動する

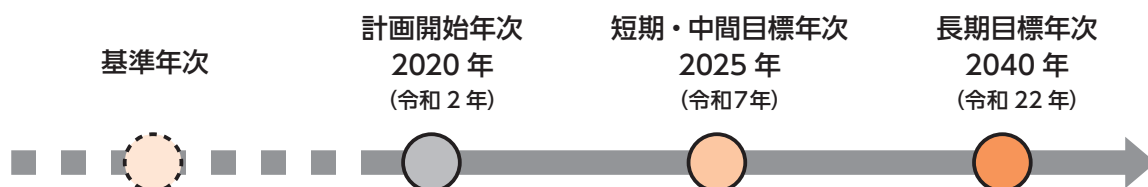
みどりの政策を推進していくためには、その運営体制の充実に加え、住民一人ひとりの協力も欠かせません。本計画を計画的に実施するため、みどりの条例の制定を行うほか、組織体制として、緑の基本計画の進行管理を行う町内連絡協議会の設置、緑の基本計画の実施部隊となるみどりのまちづくり推進協議会の設置を図ります。

また、積極的な住民参加を促すため、住民によるみどりの維持管理の仕組みづくり、みどりを活用する人材の育成など、住民との協働によるみどりの維持管理を推進します。

3-4 計画フレーム

1) 計画期間

本計画は、都市計画マスタープランに即し、みどりの保全と緑化の推進、既存のみどりの利活用を推進する計画であるため、施策による効果は、北島町都市計画マスタープランの目標年次2025年（令和7年）を本計画における短期・中間目標年次と設定し、2040年（令和22年）を長期目標年次と設定します。



2) 目標人口

北島町都市計画マスタープランにおいて、2025年（令和7年）の将来目標人口は23,000人と設定されています。このため、本計画においても、短期・中間目標年次の目標人口を23,000人と設定します。また、北島町人口ビジョン（2020年（令和2年）策定）においては2035年（令和17年）の目標人口が24,146人、2045年（令和27年）の目標人口が23,916人と設定されています。そこで、本計画策定後、みどりの将来像として示した「水と緑のネットワークが図られたみどりの環境都市」を実現した場合の2040年（令和22年）の目標として、24,000人を設定します。

人口	基準年次 2015年 (平成27年)	短期・中間目標年次 2025年 (令和7年)	長期目標年次 2040年 (令和22年)
	22,446人	23,000人	24,000人



3-5 計画の目標

本計画では、みどりに関する取り組みの効果や、日常における緑の豊かさを確認するための成果指標として、以下のように設定します。

目標1：一人当たりの公園面積

都市公園法施行令では、良好な都市環境を形成するために、市町村の全区域における住民一人当たりの都市公園面積は10㎡/人以上を参酌すべき基準として定められています。

本町の2018年（平成30年）現在の一人当たり都市公園面積は4.82㎡/人と基準を大きく下回り、緑地公園を含めても、5.29㎡/人となっています。しかし、本町の都市計画公園はすべて供用済みであり、今後も新たな公園は計画されていません。そこで、本計画では、都市公園及び緑地公園を合計した都市公園等の一人当たり面積を2040年（令和22年）に8.00㎡/人に増やすことを目標とします。

区分	基準年次 2018年 (平成30年)	短期・中間目標 2025年 (令和7年)	長期目標 2040年 (令和22年)
都市公園等 (都市公園及び緑地公園)	5.29㎡/人	6.00㎡/人	8.00㎡/人

目標2：緑被地の割合

本町の大部分は標高の低い低湿地であり、樹林地はほとんど存在していません。2018年（平成30年）現在の町全域の緑被地面積は344.74haで緑被地割合は39.4%となっています。市街化区域では64.04haで緑被地割合は14.8%となっています。今後、土地の開発等に伴いみどりが減少することが予測されますが、本町の主要なみどりである農地の保全に加え、公共公益施設の緑化や、民有地の緑化等によるみどりの創出の施策を行うことにより、緑被地の割合を維持することを目標とします。

区分	基準年次 2018年 (平成30年)	短期・中間目標 2025年 (令和7年)	長期目標 2040年 (令和22年)
町全体	39.4%	現状維持	現状維持
市街化区域	14.8%	現状維持	現状維持

目標3：みどりの量の満足度

みどりの「残す」「増やす」「活用する」「みんなで考え、行動する」に関する取り組みにより、緑の魅力を向上させ、町内のみどりの量の満足度を高めます。

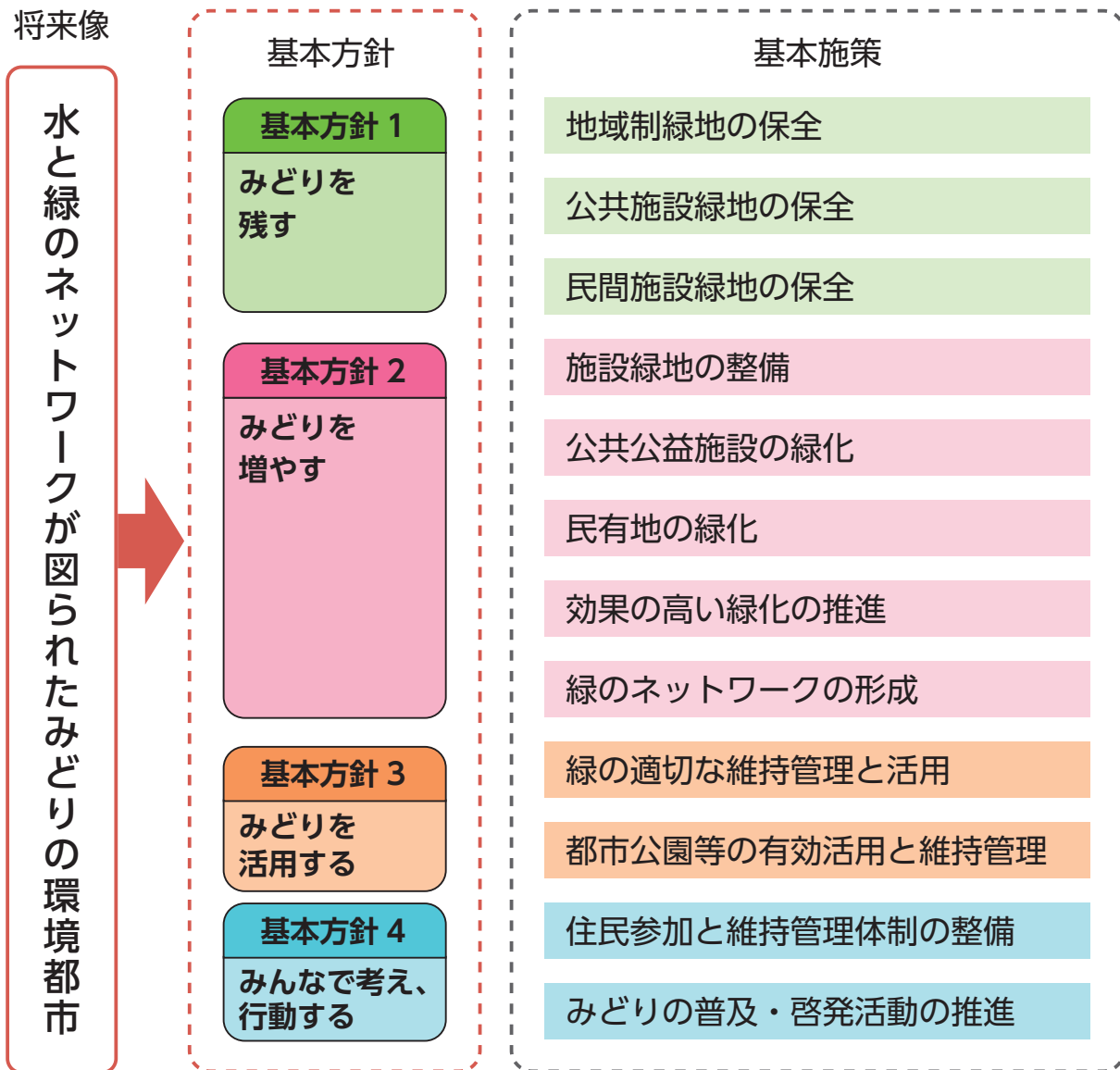


※北島町の緑の基本計画に関するアンケートの『お住まい地域の「みどり」の量』について、「ふつう」「やや多い」「多い」と回答した割合の合計を「みどりの量の満足度」として換算。

緑の将来像実現に向けた取組

4-1 取組の体系

みどりの将来像の実現に向け、4つの基本方針をもとに、以下の基本施策の設定を行いました。施策を実行することにより、基本理念「みどりあふれみんなの笑顔がつづく住みよいまち 北島」を踏まえたみどりの将来像の実現、目標の達成を目指します。



以下に、基本施策に対応する個別の施策の内容を示します。

基本方針1 みどりを残す

基本施策	個別の施策
1) 地域制緑地の保全	農地の保全
	河川の保全
	宅地開発等の適正な誘導による緑の保全
	保存樹木の指定による保全
2) 公共施設緑地の保全	都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全
3) 民間施設緑地の保全	社寺林等の維持と周辺緑地の保全
	その他民間施設緑地の保全

基本方針2 みどりを増やす

基本施策	個別の施策
1) 施設緑地の整備	都市公園等の整備推進
	農業公園菜園地の開設支援
	河川敷を活用したレクリエーション施設の整備
2) 公共公益施設の緑化	都市公園等の緑化
	道路の緑化
	河川の緑化
	教育施設の緑化
	その他の公共公益施設の緑化
3) 民有地の緑化	住宅地の緑化
	商業・業務地の緑化
	工場地の緑化
	駐車場・駐輪場の緑化
	緑地協定の締結の推進
	緑化地域等の指定による市街地の緑化推進
	地区計画による緑化推進
4) 効果の高い緑化の推進	みどりの魅せ方の工夫
	みどりの実態調査
5) 緑のネットワークの形成	

基本方針3 みどりを活用する

基本施策	個別の施策
1) 緑の適切な維持管理と活用	計画的・効率的な緑の維持管理
	植栽の適切な維持管理
	生物多様性の確保
	防災性の確保
2) 都市公園等の有効活用と維持管理	公園等の特性に応じた魅力の向上
	官民連携による公園の活性化
	誰もが利用しやすい公園施設
	民間活動への支援

基本方針4 みんなで考え、行動する

基本施策	個別の施策
1) 住民参加と維持管理体制の整備	緑地保全・緑化推進法人制度の活用
	法や条例に基づく保全施策への協力
	緑の基金条例制度の創設
	みどりの条例の制定
	緑のまちづくり推進協議会の設置
	住民、NPO、企業との連携
	みどりに関する行政内の体制強化
2) みどりの普及・啓発活動の推進	みどりに関する専門家による緑の相談窓口の設置
	環境教育の実施・みどりを活用する人材の育成
	広報活動の充実
	生物の生息・生育状況の把握

4-2 取組の内容

基本方針に基づき、具体的な取り組みとして、以下の施策を実施します。

基本方針1 みどりを残す

本町の多くの緑を構成し、多くの生物の生息・生育環境となっている河川や、町内にまとまって存在するハス田や稲田、古くから伝え残されている社寺林や保存樹木を様々な制度等の活用によって大切に守り次代へと伝えていきます。

1) 地域制緑地の保全

農地の保全

農地の総合的な利用について定めた、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全に努めます。

地域農業の担い手への農地集積による効率的利用を推進し、遊休農地の発生防止と解消を図るとともに、農地を維持するための集落ぐるみの取組を支援します。また、遊休農地に関する情報を収集し、市民農園や体験農園などへの有効活用を促します。

都市農業振興基本法に基づく施策等を活用し、市街地内の営農の継続を通じて緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。

代表的な「北島町のみどり」である、ハス田、稲田を中心とした農地は洪水調整機能を有するなど重要な役割を果たしているため、農業振興地域の整備に関する法律など既存の法制度による保全とともに、新たな保全活用策を検討します。

本町の農地は、防災や良好な景観の形成など多様な機能が発揮されるよう、有効活用及び適正な保全を図ります。

住宅と農地が混在し、両者が調和した良好な居住環境と営農環境を形成している地域については、多様な制度を活用し、保全を図ります。



河川の保全

河川区域の維持を図るとともに、河川の改修の際には治水・利水機能に加え、瀬や淵、護岸をできるだけ自然に近い形で整備することで、多様な生物の生息・生育環境や河川景観などの保全に努めます。

宅地開発等の適正な誘導による緑の保全

宅地開発等においては、適正な規制・誘導を図り緑の保全に努めます。

開発行為において、公園等の設置が義務づけられる開発行為面積などについて、開発許可基準の見直しを検討します。

保存樹木の指定による保全

地域の重要な樹木等については「北島町文化財保護条例」に基づき、新たな指定を行い、その保存を図ります。

2) 公共施設緑地の保全

都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全

都市公園、町所有施設、街路樹など公共公益施設の緑地について積極的な維持・保全を図ります。

3) 民間施設緑地の保全

社寺林等の維持と周辺緑地の保全

社寺仏閣やその他歴史資源と一体になった社寺林やその周辺の良い緑について維持・保全を図ります。

その他民間施設緑地の保全

まとまった規模の緑地を有する大規模工場の緑地の維持を促進します。



基本方針2 みどりを増やす

市街地やその周辺の緑の少ないところについて積極的に緑化を行います。また、地域の特性にあわせ、緑の拠点づくりを行うとともに、施設緑地の整備、公共公益施設の緑化、民有地の緑化を進め、都市環境の向上を図ります。

道路、河川など軸的な施設の緑化による緑のネットワークの形成を行います。

1) 施設緑地の整備

都市公園等の整備推進

本町に存在する都市公園、緑地公園などでは、地域の特徴を活かした誰もが使いやすい公園を重点に考え、様々な施策を行うことで、町全体の都市公園等の整備の推進を行います。

ア) 核となる公園の整備

本町には、北島中央公園と北島北公園の2つの近隣公園が存在し、特に北島中央公園では、4月上旬から下旬にかけ、チューリップが咲き乱れ、開花期間内の日曜日にはイベントも行われ大勢の人で賑わいます。これらの公園は本町の中心的な公園としての役割を担っているため、平時は住民のレクリエーション活動や自然景観の保全の場として、災害発生時などの非常時には防災機能や避難場所として利用できるよう再整備等を行います。

イ) 身近な公園の整備

子どもの遊び場、地域のコミュニケーションの場や災害時の避難地となる街区公園などの身近な公園の整備促進を図ります。

ただし、開発行為において、公園等の設置が義務づけられる開発行為面積などについて、開発許可基準の見直しを検討します。

ウ) レクリエーションの場となる公園の整備

住民を対象にしたアンケートにて、今後増えてほしい公園として、スポーツ施設や地域イベントを行うことのできる公園が望まれています。住民のニーズに対応するため、新たなレクリエーション空間の創出を検討します。

エ) 災害に強いまちづくりのための公園整備

本町においては、予測されている自然災害に対応するため、江尻防災公園や北村防災公園等が整備されてきました。今後も災害に強いまちづくりのために延焼遮断帯、耐震性貯水槽や災害用トイレなどの防災機能をもった公園整備を推進します。

オ) 人にやさしい公園づくり

誰もが気軽に楽しめるようバリアフリーや防犯面に配慮した公園を整備します。

カ) 住民との協働による公園づくり

公園を新たに整備する際には、ワークショップなどにより住民と協働した公園づくりを行います。

キ) 緑地の整備

景観形成、災害の防止、自然環境の維持など、重要な機能を有する緑地の整備を行います。

農業公園菜園地の開設支援

野菜や花の栽培体験を通してレクリエーションや生きがいづくりのため、また、農業・農村の理解を深めるため、農業を体験・学習できる場として農業公園菜園地の開設を支援します。

河川敷を利用したレクリエーション施設の整備

河川敷を利用し、子ども達が自然体験や学習を行える場所など、水辺と親しめるレクリエーション施設の整備に努めます。

河川沿いの空間にあたっては、既存の親水空間（親水公園ゆとり、北島水辺交流プラザ、三ツ合公園）維持保全に努めるほか、河川沿いの遊歩道など、住民のレクリエーションに資する施設の整備に努めます。



2) 公共公益施設の緑化

都市公園等の緑化

現在の都市公園の緑被率は、近隣公園で平均が22.4%、街区公園で15.9%となっています。これらの中には、平均を大幅に下回る公園もあるため、各公園において、近隣公園については50%以上、街区公園は30%以上の緑被率を目標に緑化の推進を行います。

植栽にあたっては、利用者の憩いとやすらぎの場となり、親しみの持てるようなシンボルツリー、特徴的な花木や、地域の環境に適した樹木、緑陰効果の高い樹木などを取り入れるとともに、生物多様性に配慮した緑化を行います。また、公園ごとのコンセプト、役割や地域の特性等を考慮するとともに、防犯・防災面にも配慮した緑化を行います。

小川や池などの水辺は、鳥や小魚、昆虫などの小動物の生息の場となり、また、気温を下げたり、人の心を和らげる役割もあります。このような公園の中の水辺についても、それぞれの公園の利用状況などをふまえ、緑化を推進していきます。

道路の緑化

主な道路に関して緑陰効果のある街路樹の整備、草花の植栽やフラワーポットの設置などの緑化を行い、緑のネットワークを創っていきます。

河川の緑化

河川沿いの空間の緑化を図ります。また、それぞれの場所の利用状況や周辺環境をふまえ、樹種などのテーマを設けた魅力的な河畔林などの整備について関係機関と協力しながら検討します。

地域住民や関係機関とともに水害防止や被害軽減を目的とした樹林帯を保全し、安心して暮らせる河川周辺の環境の形成を促進します。

河川敷を活用したビオトープづくりなど、関係機関との協力により自然学習の場の創出や、住民の憩いの場・コミュニティの場等の形成を促進します。

教育施設の緑化

北島町教育委員会が管理する教育施設については、緑化手法の工夫などにより、平均緑化率が25%以上となることを目標に緑化の推進を行います。



その他の公共公益施設の緑化

町役場や供給処理施設などの公共公益施設については、今後も緑化手法の工夫などにより、平均の緑化率が25%以上となることを目標に緑化の推進を行います。

3) 民有地の緑化

住宅地の緑化

緑の少ない既成市街地や住宅団地を緑化推進ゾーンとして、木や花を植えたり生垣を推奨するなど、住宅地での緑化の推進、緑と街並との景観維持を図ります。

商業・業務地の緑化

商業・業務地においては、屋上緑化や壁面緑化などを推奨し、緑化の推進を図ります。

工業地の緑化

工業地内の緑の維持に努めるとともに、敷地周辺の緑化や、建物壁面の緑化、屋上緑化など適切な緑化の推進を図ります。

駐車場・駐輪場の緑化

緑陰づくりなどに配慮した駐車場・駐輪場の敷地の緑化、建物壁面の緑化などの推進を図ります。

緑地協定の締結の推進

民有地での緑地協定の締結を推進し、北島町全体での緑化の推進を図ります。

緑化地域等の指定による市街地の緑化推進

市街化区域において、未利用地が少なく、都市公園等の公的な空間における緑の確保には限界があることから、一定規模以上の敷地の建築物の新築・増築を対象に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域の指定について検討するなど、積極的に市街地の緑化を推進していきます。

地区計画による緑化推進

地区計画策定の中で、通常の開発で設けなければならない緑地面積より高い割合を設定するなど、地域住民の意向を考慮しながら、民有地の緑化や緑地の確保を目指します。

4) 効果の高い緑化の推進

みどりの魅せ方の工夫

みどりには、環境保全、防災機能など物理的な効果のほか、人々にやすらぎをもたらすなど、快適性を高める心理的効果などもあります。このことから、緑被地率や緑被率の向上を図るだけでなく、街路樹、生垣、壁面緑化など、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、より効果の高い緑化を推進していきます。

また、ヒートアイランド現象の緩和や快適な生活環境をつくるため、道路、公園などを中心に、投影面積の大きな樹種、植栽の配置の工夫をすることで、緑陰効果の高い緑化の推進を検討します。



みどりの実態調査

環境・レクリエーション・防災・景観・生物多様性等の複数の視点から公園・緑地を評価することで、町内で重要な役割を担う緑を把握し、その優先度を踏まえ、保全・整備を行っていきます。

5) 緑のネットワークの形成

都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化をすすめ、都市公園や緑地、歴史資源等を結ぶ緑のネットワーク、旧吉野川や今切川などの河川沿いについては、快適な水辺空間を創るとともに、生き物に配慮したみどりのネットワークを形成します。

これにより、旧吉野川、今切川を中心に、河川からの涼風を市街地に送り込む風の道をつくり、ヒートアイランド現象の緩和など緑を感じるまちづくりを進めていきます。



基本方針3 みどりを活用する

既存の緑は、適切に維持管理を行い、生物多様性、防災性を確保するなど、緑のもつ機能や魅力などを活用します。また、都市公園等は、適切な維持管理を行うとともに多様なニーズに対応した、誰もが利用しやすい魅力ある公園としていきます。

1) 緑の適切な維持管理と活用

計画的・効率的な緑の維持管理

緑の計画的、効率的な維持管理により、維持管理費の抑制を図ります。

植栽の適切な維持管理

街路樹は、適切な維持管理によって、倒木・枝折れなどによる事故を未然に防止し、樹木の健全な育成を図ります。

公共公益施設の緑は、景観形成、安全性、多様な生物の生息・生育環境の保全、防犯性、維持管理費等に考慮して、適切に維持管理を行います。

生物多様性の確保

緑地保全地区の指定等により、貴重な動植物の生息生育環境の保全を推進します。

河川では、希少魚類、貴重昆虫類、貴重貝類、希少植物の生息・生育環境の保全を図ります。また、新たな植栽を行う際、できるだけ在来種を用いるよう努めます。

防災性の確保

街路樹等を活かした避難路の確保等、緑のもつ防災機能を維持、活用します。

河川沿いの樹林帯で、水害の防止や被害軽減を図ります。



2) 都市公園等の有効活用と維持管理

公園等の特性に応じた魅力の向上

既存公園については、地域の特徴を活かし、多様なニーズに対応して、公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。

また、公園の機能や配置の再編等を行う場合は、子育て支援や高齢化対策等、社会情勢や地域のニーズに対応した公園づくりに努め、魅力の向上を図ります。

官民連携による公園の活性化

住民、NPO、指定管理者等との協働による都市公園等の維持管理を推進します。公募設置管理制度 (Park-PFI) の活用等により、民間の優れたアイデアやノウハウを活かした公園施設の整備・保全について検討します。

住民、団体等による公園等の維持管理を支援し、町と地域住民が協力するとともに、地域に密着した公園の維持管理を推進します。

誰もが利用しやすい公園施設

公園における事故を防止し安全性を確保するため、公園施設は適切に維持管理を行います。公園施設の老朽化に対応するため、北島町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的、効率的な維持管理を行います。

既存の公園等について、出入口、園路、トイレなどの施設のバリアフリー化を推進します。

植栽は、景観形成、安全性、多様な生物の生息・生育環境の保全、防犯性、維持管理費等を考慮して、適切に維持管理を行います。

公園利用マナーや利用案内等について、公園の利用状況等をふまえ必要に応じ、多言語化表示やホームページによる情報発信を行います。

民間活動への支援

公園で行われる民間の環境保全活動、環境教育等への支援、情報提供を行います。



基本方針4 みんなで考え、行動する

北島町では、住民、NPO、企業、行政が一体となって緑の保全、緑化推進に取り組んでいきます。

1) 住民参加と維持管理体制の整備

緑地保全・緑化推進法人制度の活用

緑地の保全や緑化の推進を図るため、NPO、まちづくり会社などが、市民緑地の設置、管理、緑地の買入りに積極的に関与することができるよう、緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)の指定について検討していきます。

法や条例に基づく保全施策への協力

都市緑地法や文化財保護条例などにより指定された緑については、住民と協働で維持管理を行います。

緑の基金条例制度の創設

都市緑化の資金源となるとともに、住民、NPO、企業が行政とパートナーを組んでみどりの環境整備を推進する際のまとめ役を果たす公益法人緑のまちづくり基金の創設を検討します。

みどりの条例の制定

緑の基本計画を計画的に実施するため、保存樹木・保存樹林指定制度や民有地緑化制度、みどりのアドバイザー等の人材育成制度などを位置付けた、みどりの条例の制定を図ります。

緑のまちづくり推進協議会の設置

緑の基本計画に盛り込まれた各種施策をチェックし、その実施部隊となる緑のまちづくり推進協議会の設置を図ります。

住民、NPO、企業との連携

緑の保全や緑化に関し、積極的に活動する住民やNPO、企業などに対し、支援体制の強化を図ります。

緑の保全や公園、街路樹、河川などの維持管理にあたっては、アダプト・プログラム等を活用して、住民と協働で行います。

みどりに関する行政内の体制強化

緑に関する計画や施策、事業を総合的に進めるために、国や県、他市町との連携を図るとともに、部局横断的なプロジェクトチーム等を活用するなど行政内の体制を整えます。

また、植栽計画等緑化に関する指導を、緑に関する担当部署において総合的に行います。

行政職員の専門的な技術と知識、パークマネジメント能力の向上を図るための研修等に参加します。

2) みどりの普及・啓発活動の推進

みどりに関する専門家による緑の相談窓口の設置

住民から寄せられる木や花など緑についてのさまざまな問い合わせに対し、専門家による相談窓口の開設・強化などを図ります。

環境教育の実施・みどりを活用する人材の育成

小中学校及び義務教育学校において、近隣の自治体と連携しながら、環境の保全やより良い環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度等を育む環境教育の充実に努めます。また、自然とふれあう楽しさや緑の大切さを伝えていくために、幅広い世代に向け、緑や自然の専門家を交えた野外授業や観察会等を行う緑の教室を積極的に開設します。さらに、緑化に関する地域活動を支援するため、技術的な緑化手法等の講習会を実施し、緑の専門家によるリーダーの養成や、緑の維持管理や緑化を行うボランティア団体の育成について検討します。

広報活動の充実

公園利用案内サイト等を作成し、町内の公園・緑地情報を発信することで住民の公園利用を促します。また、公園や緑地等を活用した祭り・イベントの開催情報のほか、町を代表するみどりや歴史あるみどりの情報、ならびに本町のみどりに対する取組について、広報誌やホームページ等で発信していきます。

生物の生息・生育状況の把握

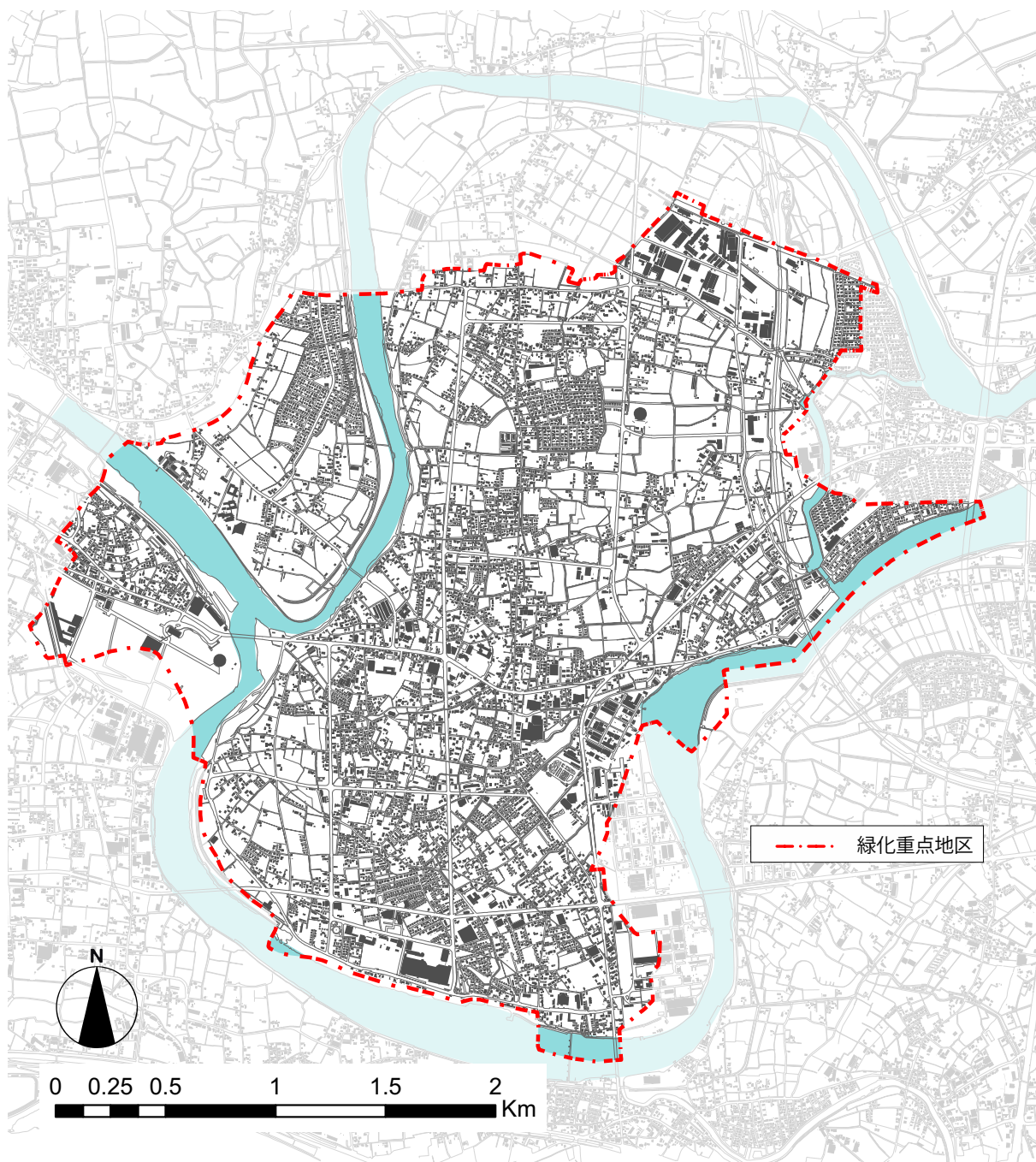
多様な生物の生息・生育環境などの生物多様性の状況を把握するため、動植物相調査の更新を行い、情報を発信します。

4-3 緑化重点地区

緑化重点地区は、都市のシンボルとなる地区、みどりが少ない住宅地、市街地開発事業と連携して計画を設定することが可能な地区など、計画の実現に向けてみどりの保全、整備、創出などの施策を重点的に推進するモデル地区としての役割を担うものです。

北島町は、樹木に代表されるみどりに恵まれていない状況にあることから、貴重な既存の緑地を保全しながら、今後のみどりの施策の重点は、施設緑地の整備や都市緑化の推進など、町域全体で積極的にみどりの創出を図っていくことにあります。

このため、本計画においては、町全域を「緑化重点地区」として位置づけます。



第1章

緑の基本計画
について

第2章

北島町のみどりの
現況と課題

第3章

緑の将来像と目標

第4章

緑の将来像実現に
向けた取組

第5章

計画実現に向けて

資料編

5-1 各主体の役割

本計画における施策を推進し、みどりの将来像を実現するためには、住民・団体、企業、行政など様々な主体がそれぞれの役割を理解し、連携・協働でみどりのまちづくりを進めていく必要があります。



① 住民・団体等の役割

本計画を推進し、街路樹や公園、河川などの身近なみどりを豊かにするためには、住民（ボランティア、NPO法人等含む）の協力が不可欠です。しかし、みどりが豊かになるに伴い、街路樹の選定や掃除等の維持管理が必要となり、住民の日常的な参加が欠かせません。これまでのボランティア活動に加え、住民がまちづくりの主役として、地域の緑化や緑地の保全活動、環境資源の保全活動などに積極的に参加し、行動することが重要です。

また、行政が公園・緑地等を整備する際には、地域住民や関係者として調整に参画し、みどり豊かなまちづくりに主体的に取り組むことが重要です。

② 企業の役割

みどりのまちづくりの輪を広げていくためには、企業の理解と協力が必要です。職場の身近な公園や道路等の緑化や美化を推進することで、落ち着いた環境を創ることができます。

また、近年は企業も地域の一員という考えが浸透し、アダプト・プログラムへの参加が増えています。今後も、みどり豊かなまちづくりを進めるため、積極的な参加と行動が求められます。

③ 行政の役割

住民や企業へみどりのまちづくりに対する理解と協力を一層深めていくため、緑化の推進と緑地の保全について啓発活動を行います。また、緑化活動に参加を促すとともに、住民や企業による主体的なみどりづくりを積極的に支援し、みどりに関わる人材の発掘や育成の支援に努めます。

公共施設や公園・緑地等の既存のみどりの保全や活用、社会情勢や周辺環境などを鑑み、あらたなみどり空間の整備に努めるなど、緑化の推進に関し、様々な手法を用いたみどり豊かなまちづくりに取り組みます。

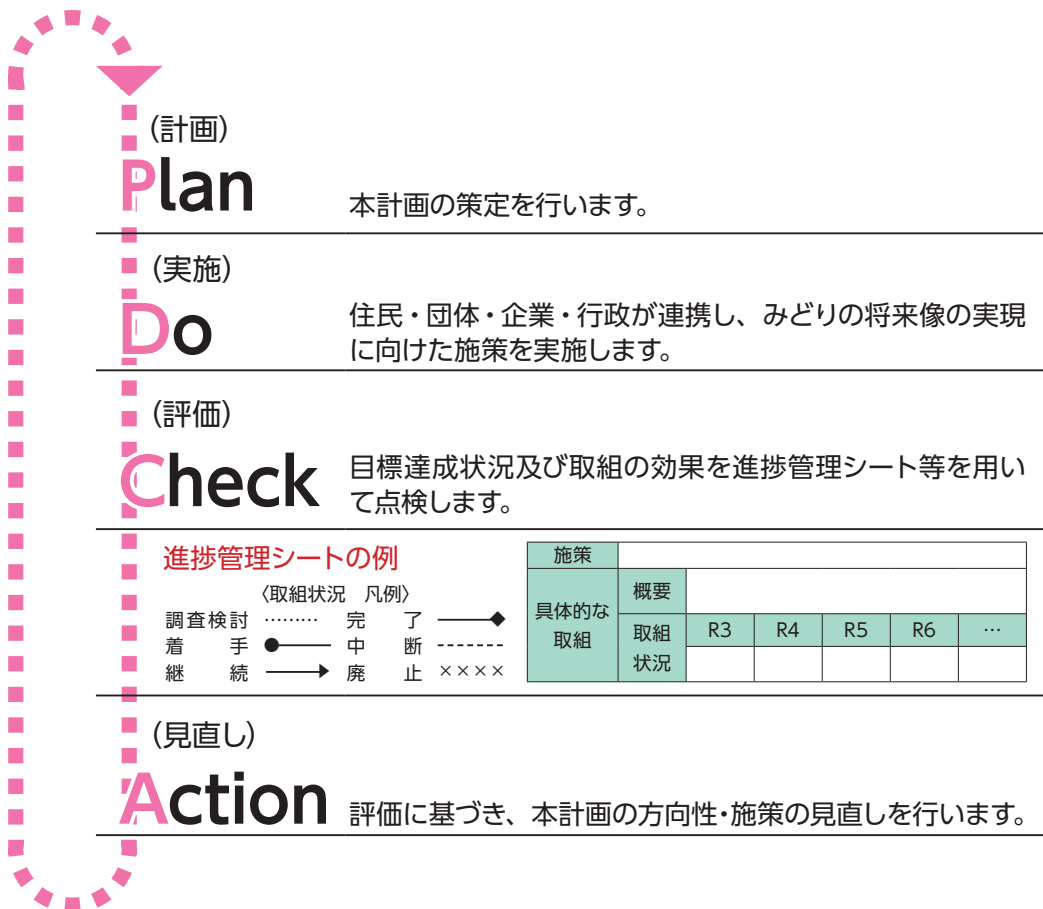
5-2 進捗管理

継続した取り組みとして本計画を推進していくため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づき、適格な進捗管理を実施していきます。

施策の進捗管理にあたっては、進捗管理シート等を用いて定量的・定性的に管理します。

本計画は、本町のみどりのまちづくりの方針となる計画であることから、社会情勢や法の改定、地域状況の変化、計画内容の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

■ PDCA サイクルのイメージ



1 本編補足データ

1) 自然的条件

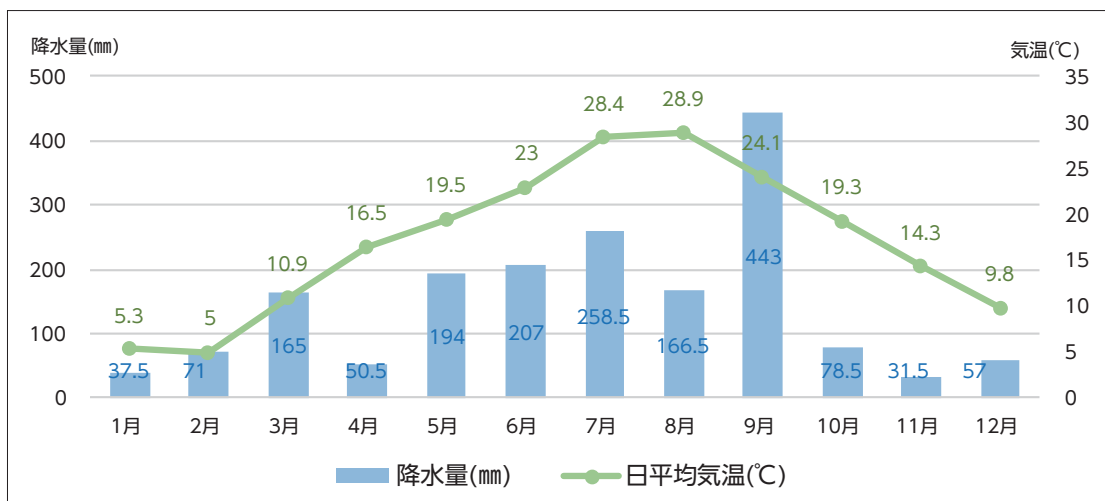
① 気象環境

本町は過去20年間で、年平均気温17℃、年間降水量約1,800mmの温暖で降水量の少ない気候です。過去20年間で、大きな気温・降水量等の変化は見られません。

■ 北島町の過去20年間の気象

年	気温(℃)					降水量(mm)			
	平均			最高	最低	合計	最大		
	日平均	日最高	日最低				日	1時間	10分間
平成11年	17.0	21.0	13.4	35.0	-2.2	1,479.0	87.5	36.0	12.0
平成12年	16.7	20.8	13.1	36.2	-1.1	1,337.0	175.0	35.0	27.5
平成13年	16.5	20.7	12.9	36.9	-2.7	1,737.0	172.0	73.0	25.0
平成14年	16.8	21.0	13.2	35.9	-0.9	1,171.0	98.5	42.5	13.5
平成15年	16.5	20.3	13.1	35.7	-3.6	2,060.0	175.0	58.0	16.0
平成16年	17.5	21.6	13.8	36.4	-2.8	2,629.0	278.0	57.0	23.5
平成17年	16.7	20.7	13.2	35.5	-2.7	998.5	140.0	52.5	19.0
平成18年	16.7	20.4	13.4	36.8	-1.4	1,495.0	128.0	31.0	11.5
平成19年	17.4	21.4	13.8	36.9	0.3	860.5	144.0	28.0	19.0
平成20年	16.8	20.9	13.3	35.9	0.2	1,446.0	104.0	48.0	20.0
平成21年	16.9	21.0	13.4	35.1	-2.0	1,601.0	182.0	90.5	20.5
平成22年	17.0	20.9	13.5	36.0	-1.2	1,506.0	114.0	51.0	17.5
平成23年	16.7	20.7	13.2	35.5	-2.3	2,563.0	430.0	64.0	18.0
平成24年	16.4	20.4	13.0	36.1	-1.7	1,639.0	152.0	36.0	20.0
平成25年	16.8	21.1	13.0	38.2	-1.1	1,949.0	320.0	67.0	20.0
平成26年	16.4	20.4	12.8	35.1	-1.7	2,534.0	314.0	82.0	19.0
平成27年	17.0	20.9	13.5	35.9	-0.4	1,986.0	135.0	56.0	20.5
平成28年	17.6	21.6	14.0	37.2	-4.1	1,715.0	251.0	85.5	18.0
平成29年	16.7	20.7	13.1	36.2	-0.7	1,496.0	227.0	34.5	14.0
平成30年	17.1	21.2	13.6	37.3	-3.3	1,760.0	129.0	37.5	11.5

【出典】：気象庁ホームページ（徳島気象台）



■ 北島町の平成30年の気温及び降水量 【出典】：気象庁ホームページ（徳島気象台）

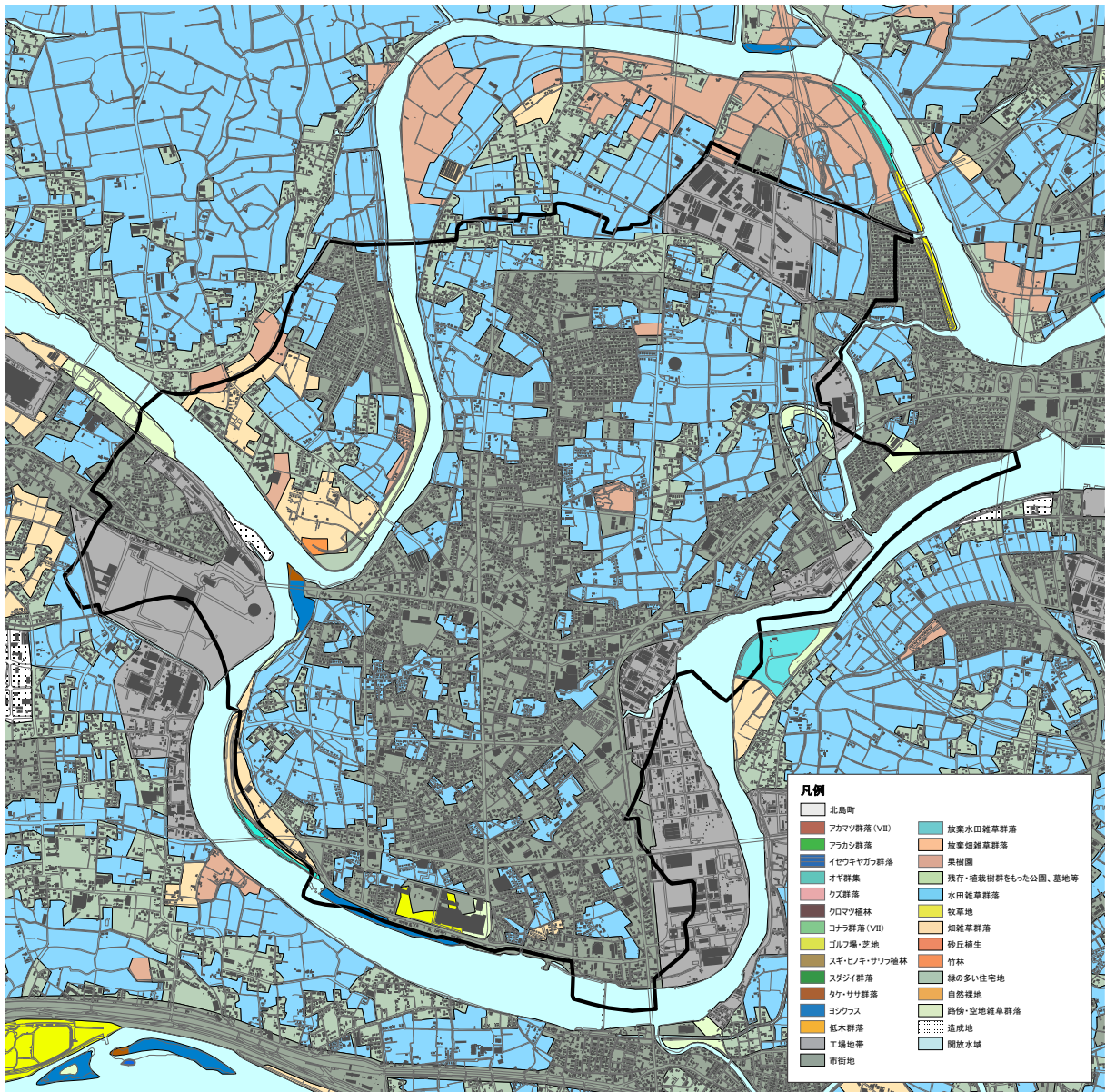
② 地形

本町は徳島県の北東部にあり、町域の北辺を流れる旧吉野川と南辺を流れる今切川に囲まれ、島状を呈しています。吉野川デルタの沖積低地の河口に位置し、山地はなく、町域の大部分が低湿地となっています。一部、自然堤防等による、微小な起伏を形成する箇所もあります。

③ 植生

植物群落については町内に樹林地がほとんど見られませんが、河川の水辺地にはヨシやオギなどの湿性の植物などが見られます。

本町の大部分で、レンコンのハス田である水田雑草群落で構成されている一方、南部において、市街地や工場地帯であるため植生が存在しない箇所が多くなっています。旧吉野川と今切川の分岐箇所にまとまった畑雑草群落が存在します。



■ 2万5千分の1植生調査図

【出典】：生物多様性センター・自然環境 Web-GIS 2002年(平成14年)

2) 人口

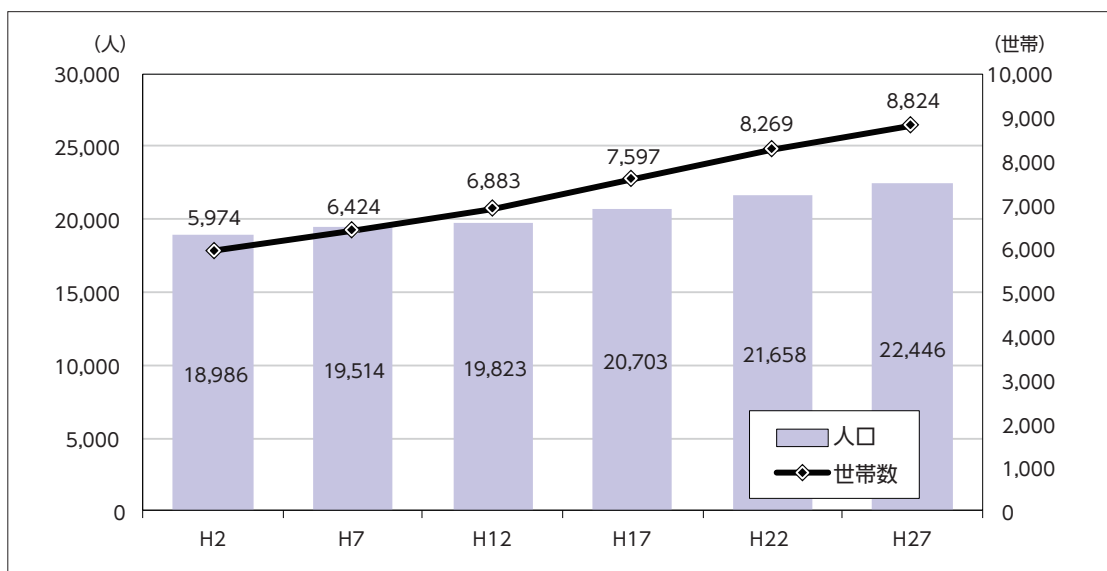
① 総人口・総世帯数

本町の総人口・総世帯数は2015年（平成27年）現在、22,446人、8,824世帯となっています。徳島県の人口・世帯数の推移をみると世帯数は1990年（平成2年）より2015年（平成27年）までで17.7%の伸びを示しているものの、人口は1995年（平成7年）以降減少しており、1990年（平成2年）との人口増減では-9.1%の減少となっています。このような中、本町では1990年（平成2年）以降人口、世帯数とも一貫して増加しており、過去25年間で人口は18.2%、世帯数は47.7%の伸びを示しています。

世帯あたりの人口は、1990年（平成2年）当時は3.18人/世帯でしたが、2015年（平成27年）には2.54人/世帯まで減少し、核家族化が進展していることがうかがえます。

■ 総人口・総世帯数の推移（平成2年度～27年度）

	人口(人)		世帯数(世帯)		世帯あたり人口(人/世帯)	
	徳島県	北島町	徳島県	北島町	徳島県	北島町
平成2年	831,598	18,986	259,729	5,974	3.20	3.18
平成7年	832,427	19,514	274,953	6,424	3.03	3.04
平成12年	824,108	19,823	288,808	6,883	2.85	2.88
平成17年	809,950	20,703	298,480	7,597	2.71	2.73
平成22年	785,491	21,658	302,294	8,269	2.60	2.62
平成27年	755,733	22,446	305,754	8,824	2.47	2.54
増加数(H27-H2)	-75,865	3,460	46,025	2,850	-	-
増加率(H27/H2)	-9.1%	18.2%	17.7%	47.7%	-	-

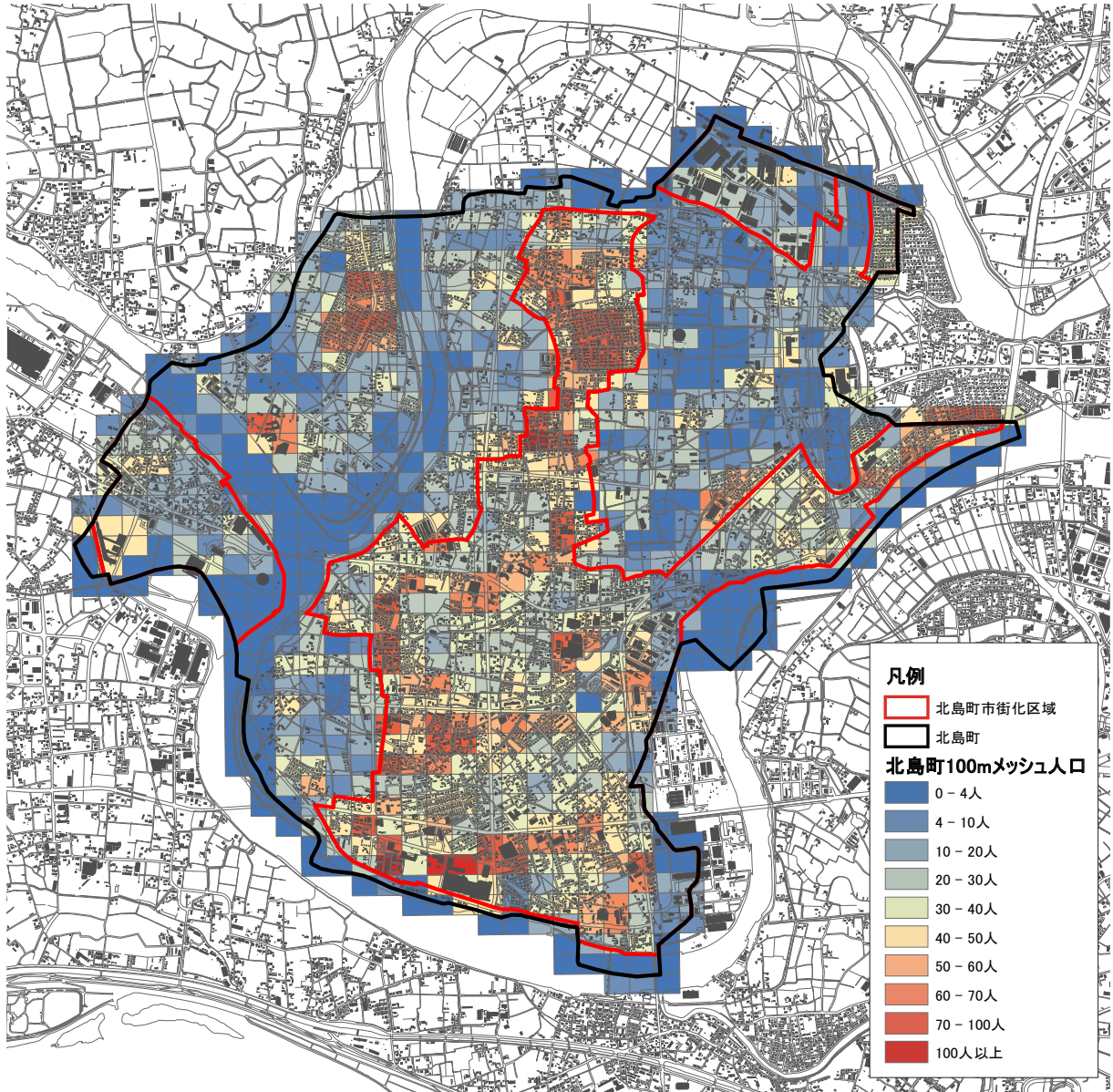


■ 総人口・総世帯数の推移 ※世帯総数に不詳を含む

【資料】：各年国勢調査

② 100mメッシュ人口

100mメッシュ人口を見ると、ヘクタールあたり40人以上のメッシュは、おおむね本町の市街化区域に広く分布しています。北村地区や本町南部の鯛浜地区において、60人以上のメッシュが集中しており、特に人口が集中していることがうかがえます。一方で、市街化区域のほぼ中央にある江尻地区では、ヘクタール当たり40人未満のメッシュが複数分布しています。



■ 100mメッシュ人口(2015年(平成27年))

- ※ 100mメッシュ人口は、2015年(平成27年)国勢調査による北島町の500mメッシュ人口から以下の方法により算出。
- ステップ1：徳島県都市計画基礎調査の土地利用情報(2018年(平成30年))、国土数値情報の土地利用細分メッシュ情報(2014年(平成26年))、国土基盤情報の建物情報(2016年(平成28年))を用いて、「住宅系用地」に立地する「普通建物」及び「堅牢建物」データから、「住宅用建物」を抽出。
- ステップ2：100mメッシュごとに「住宅用建物面積」を算出し、当該メッシュが位置する500mメッシュ内における「住宅用建物面積割合」を算出。
- ステップ3：2015年(平成27年)500mメッシュ人口を、住宅用建物面積割合に応じて100mメッシュに分配。
- ステップ4：市域全体の2015年(平成27年)国勢調査人口をコントロールトータルに100mメッシュ人口を補正し、100mメッシュ人口(2015年(平成27年))を算出。

3) 農業・農地

① 農家戸数および経営耕地面積

2015年（平成27年）の農家戸数は252戸、経営耕地面積は136haとなっています。推移をみると農家戸数、経営耕地面積とも年々減少傾向にあり、1985年（昭和60年）との比較では農家戸数が182戸の減少、経営耕地面積は158haの減少となっています。

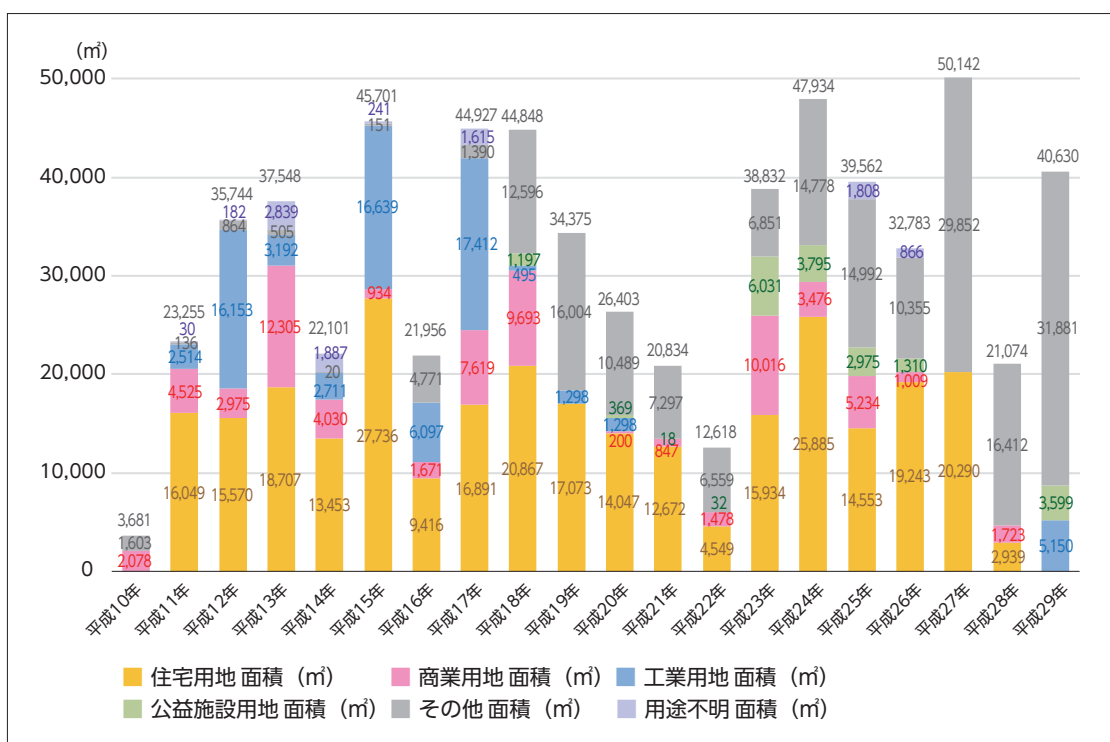
■ 専業兼業別農家数及び経営耕地面積の推移（昭和60年度～平成27年度）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家総数(戸)	434	377	365	338	336	313	252
専業兼業	専業	54	59	66	46	44	43
	兼業 第1種	72	58	43	40	38	18
	兼業 第2種	308	260	256	148	122	107
自給的農家(戸)	—	—	—	104	132	136	113
経営耕地面積(ha)	294	241	233	220	172	159	136
田畑樹園地	田	229	184	183	177	141	101
	畑	41	45	41	35	24	28
	樹園地	14	41	9	8	8	10
1戸当たりの経営耕地面積	0.68	0.64	0.64	0.65	0.51	0.51	0.54

② 農地転用状況

1998年（平成10年）以降、合計644,945㎡の農地が転用されています。その内、住宅用地の割合が最も多く、過去20年間の合計は285,873㎡で約44%を占めています。次いでその他が187,505㎡で約29%、工業用地が72,959㎡で約11%となっています。

	住宅用地	商業用地	工業用地	公共施設用地	その他	用途不明	合計
過去20年の転用面積合計	285,873	69,813	72,959	19,326	187,505	9,468	644,945



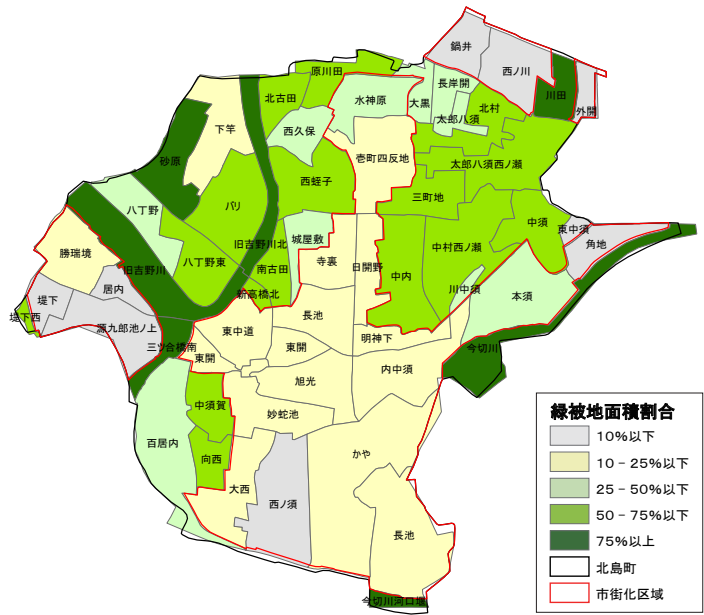
■ 用途別農地転用面積の推移

【出典】：平成30年度都市計画基礎調査

4) 緑地

① 地区別の緑被地現況

都市計画基礎調査で用いられた地区区分をもとに緑被率を算出しました。工業系用系途地域が分布している地区においては、緑被地が10%以下になる傾向があり、市街化区域内においては住宅地が広がることから10～25%以下となる地区が多くなっています。一方で、市街化調整区域においては緑被地が50～75%以下の地区が多く分布しています。



■ 緑被地面積割合

市街化区域					市街化調整区域				
番号	地区名称	地区面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被地面積割合	番号	地区名称	地区面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被地面積割合
1	鍋井	10.7	0.9	8.7%	26	下竿	20.0	4.6	22.8%
2	西ノ川	16.8	1.1	6.4%	27	砂原	18.4	14.3	77.9%
3	外開	4.9	0.2	4.0%	28	パリ	23.5	15.4	65.5%
4	水神原	15.1	4.1	26.9%	29	北古田	9.0	5.3	59.7%
5	壺町四反地	23.3	3.2	13.6%	30	南古田	8.6	4.4	51.3%
6	寺裏	13.0	2.5	19.6%	31	旧吉野川北	12.5	12.2	97.5%
7	日開野	10.9	2.2	20.0%	32	原川田	11.3	7.0	61.7%
8	長池	16.0	2.5	15.4%	33	西久保	9.8	4.2	42.4%
9	東開	7.2	1.4	19.5%	34	西蛭子	21.1	13.3	63.3%
10	東中道	7.2	1.6	22.7%	35	大黒	6.0	2.4	40.0%
11	明神下	8.4	1.4	17.2%	36	長岸開	6.5	2.8	42.8%
12	妙蛇池	17.3	4.1	23.8%	37	北村	15.1	11.0	72.8%
13	旭光	18.6	4.5	24.0%	38	三町地	13.2	9.3	70.2%
14	内中須	24.2	3.0	12.5%	39	太郎八須	4.2	1.9	44.4%
15	大西	19.7	2.9	14.6%	40	川田	8.8	6.8	76.6%
16	西ノ須	28.7	2.0	7.1%	41	太郎八須西ノ瀬	27.0	15.1	56.0%
17	かや	54.5	8.5	15.5%	42	城屋敷	8.8	3.6	40.8%
18	川久保	34.0	4.2	12.5%	43	中内	23.5	15.8	67.4%
19	本須	26.5	6.6	25.1%	44	中村西ノ瀬	29.7	16.9	56.8%
20	角地	10.9	0.8	7.0%	45	川中須	2.2	0.6	25.6%
22	勝瑞境	17.6	3.4	19.3%	46	中須	15.9	10.9	68.8%
23	居内	5.9	0.1	1.6%	47	東中須	2.4	0.0	0.1%
24	堤下	7.3	0.1	1.1%	48	今切川	21.4	20.8	97.3%
25	源九郎池ノ上	19.6	0.1	0.7%	49	八丁野	14.0	5.9	42.3%
					50	八丁野東	15.8	8.4	53.2%
					51	新高橋北	2.2	1.4	64.3%
					52	旧吉野川	27.8	25.6	92.1%
					53	三ツ合橋南	7.0	6.6	93.7%
					54	百居内	36.9	18.4	49.8%
					55	堤下西	1.7	1.2	71.5%
					56	中須賀	10.4	6.5	62.0%
					57	向西	7.7	5.3	68.4%
					58	今切川河口堰	3.0	2.8	94.9%

【出典】：北島町独自集計

② 緑化現況

本町の公共公益施設の緑化状況は、全体で約2.26haであり、そのうち都市公園等で過半を占めています。

区分：都市公園等					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計			7.94	1.56	19.6%
近隣公園	北島中央公園	町	2.1	0.62	29.5%
	北島北公園	町	2.5	0.41	16.4%
街区公園	川久保公園	町	0.15	0.07	46.7%
	勝端境公園	町	0.07	0.03	42.9%
	北村公園	町	0.14	0.04	28.6%
	中村公園	町	0.13	0.07	53.8%
	栄通り公園	町	0.11	0.03	27.3%
	グリーントウン中央公園	町	0.1	0.04	40.0%
	外開公園	町	0.08	-	0.0%
	太郎八須公園	町	0.12	0.03	25.0%
	鍋井公園	町	0.43	0.07	16.3%
	北村団地公園	町	0.09	-	0.0%
	親水公園ゆとり	町	0.3	-	0.0%
	北島水辺交流プラザ	町	0.14	-	0.0%
	大西公園	町	0.3	0.06	20.0%
	江尻防災公園	町	0.05	-	0.0%
	グリーントウン西公園	町	0.16	0.03	18.8%
	グリーントウン南公園	町	0.09	0.01	11.1%
	グリーントウン東小公園	町	0.02	-	0.0%
	グリーントウン東公園	町	0.08	0.02	25.0%
グリーントウン北公園	町	0.13	0.01	7.7%	
三ツ合公園	町	0.53	-	0.0%	
北村防災公園	町	0.12	0.02	16.7%	
区分：道路					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計			2.46	0.12	4.9%
町道 207号		町	0.86	0.04	4.7%
鯛浜中村線		県	1.6	0.08	5.0%
区分：河川等					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計					
該当なし		-	-	-	-
区分：下水処理場等					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計			2.32	0.15	6.5%
北島町清掃センター		町	0.4	0.13	32.5%
鳴門市北島浄水場		鳴門市	1.92	0.02	1.0%
老門排水機場		町	0.38	0.04	10.5%
区分：官公庁施設					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計			0.28	0.06	21.4%
徳島板野警察署		県	0.28	0.06	21.4%
区分：公的直接供給住宅					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計					
該当なし		-	-	-	-
その他の公共公益施設					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
小計			7.24	0.37	5.1%
北島町民体育センター		町	0.43	0.07	16.3%
北島中学校		町	2.74	0.05	1.8%
北島北小学校		町	1.13	0.04	3.5%
北島南小学校		町	1.12	0.02	1.8%
北島小学校		町	1.5	0.08	5.3%
北島幼稚園		町	0.32	0.11	34.4%
公共公益施設合計					
施設名称		管理区分	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
公共公益施設		-	20.24	2.26	11.2%

【出典】：北島町独自集計

※ 1997年(平成9年)2月策定のみどりの基本計画に記載の緑化現況表に、2020年(令和2年)2月現在にかけて新設された、公共公益施設の緑化面積をGIS上で計測し、計上した。緑化面積が0.01ha未満の施設は計上していない。

2 市民意向調査補足データ

1) アンケート調査概要

① 調査目的

北島町緑の基本計画の改定にあたり、町内のみどりの現状や課題、今後のみどりの保全と緑化の推進の方向性等を検討する目的で住民アンケート調査を実施しました。

② 調査の概要

調査対象	無作為抽出し1,000票配布
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布期間	2019年(令和元年)12月9日～2019年(令和元年)12月23日まで
回収率	30.8%(308票回収/1,000票配布)

※合計値や「n(回答者合計値)」からは無回答を除くため、項目ごとに数値が異なる。

※回答の構成比は小数第2位を四捨五入しているため合計は必ずしも100%にはならない。

2) 回答者の基本属性

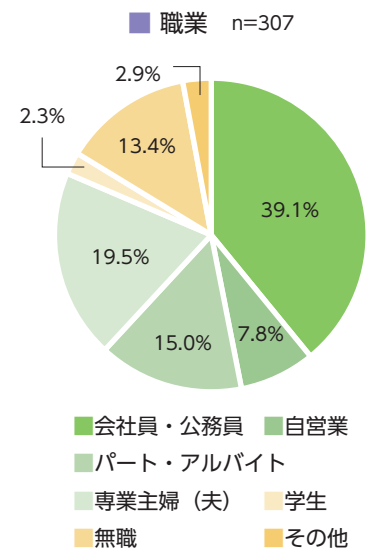
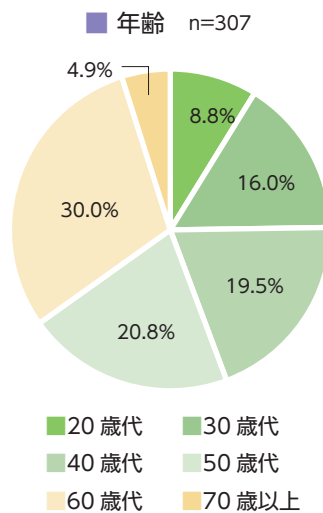
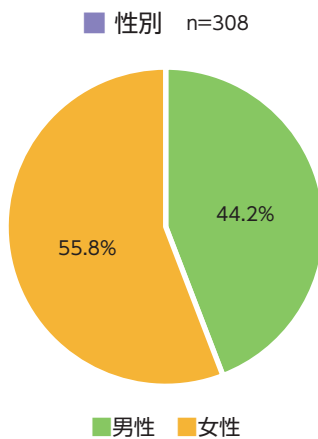
回答者：「男性」が44.2%、「女性」が55.8%

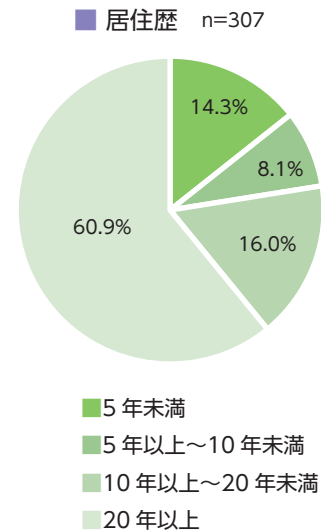
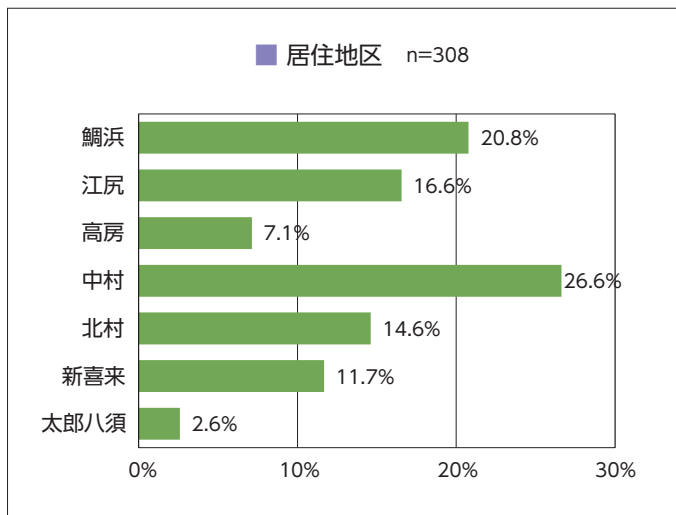
年齢：「60歳代」が最多で30.0%、最も少ないのは「20歳代」で8.8%

職業：「会社員・公務員」が39.1%と最も多く、次いで「専業主婦(夫)」が19.5%

居住地区：「中村(26.6%)」が最も多く、「太郎八須(2.6%)」が最も少ない

居住歴：「20年以上」が60.9%、「5年未満」も1割を超える14.3%



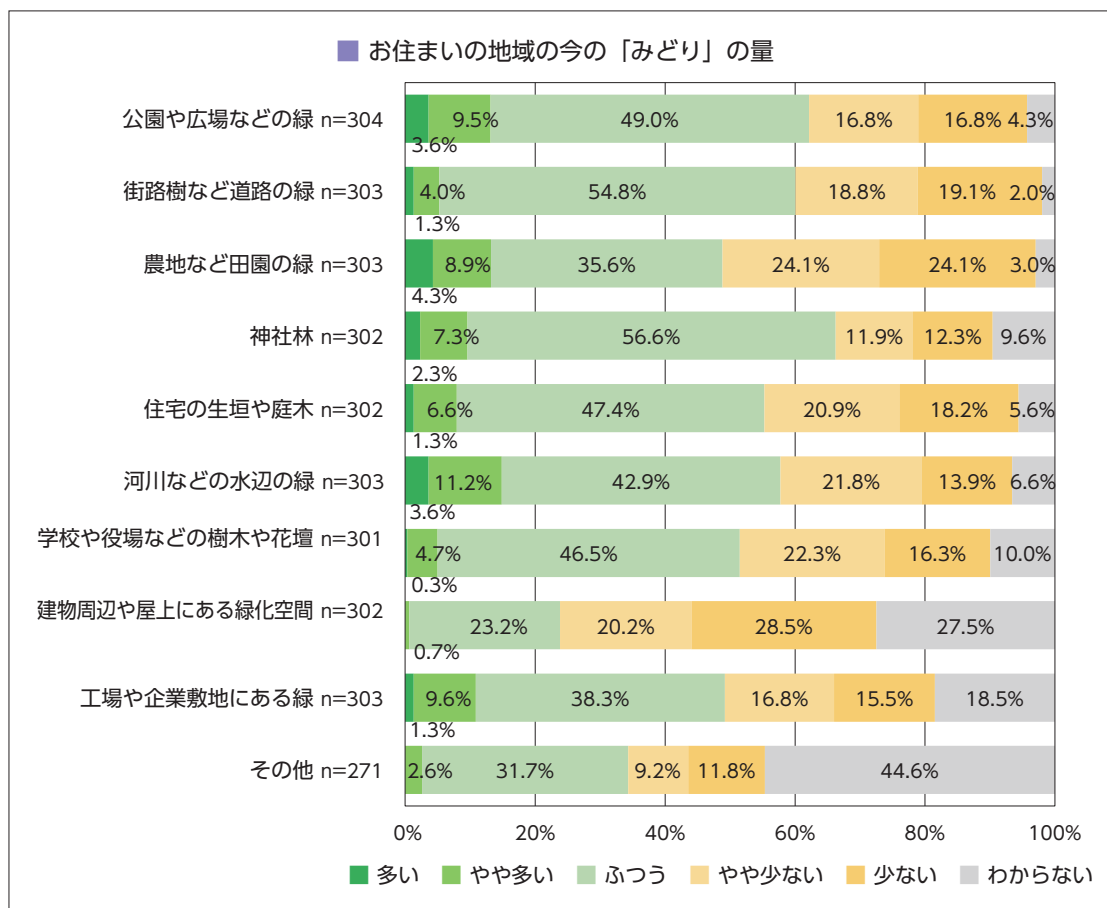


3) アンケート調査結果

① 地域の今の「みどり」の量

全体的に今のみどりの量が「やや少ない・少ない」という回答が3割以上を占めるのは、「神社林」を除くすべての項目となっています。

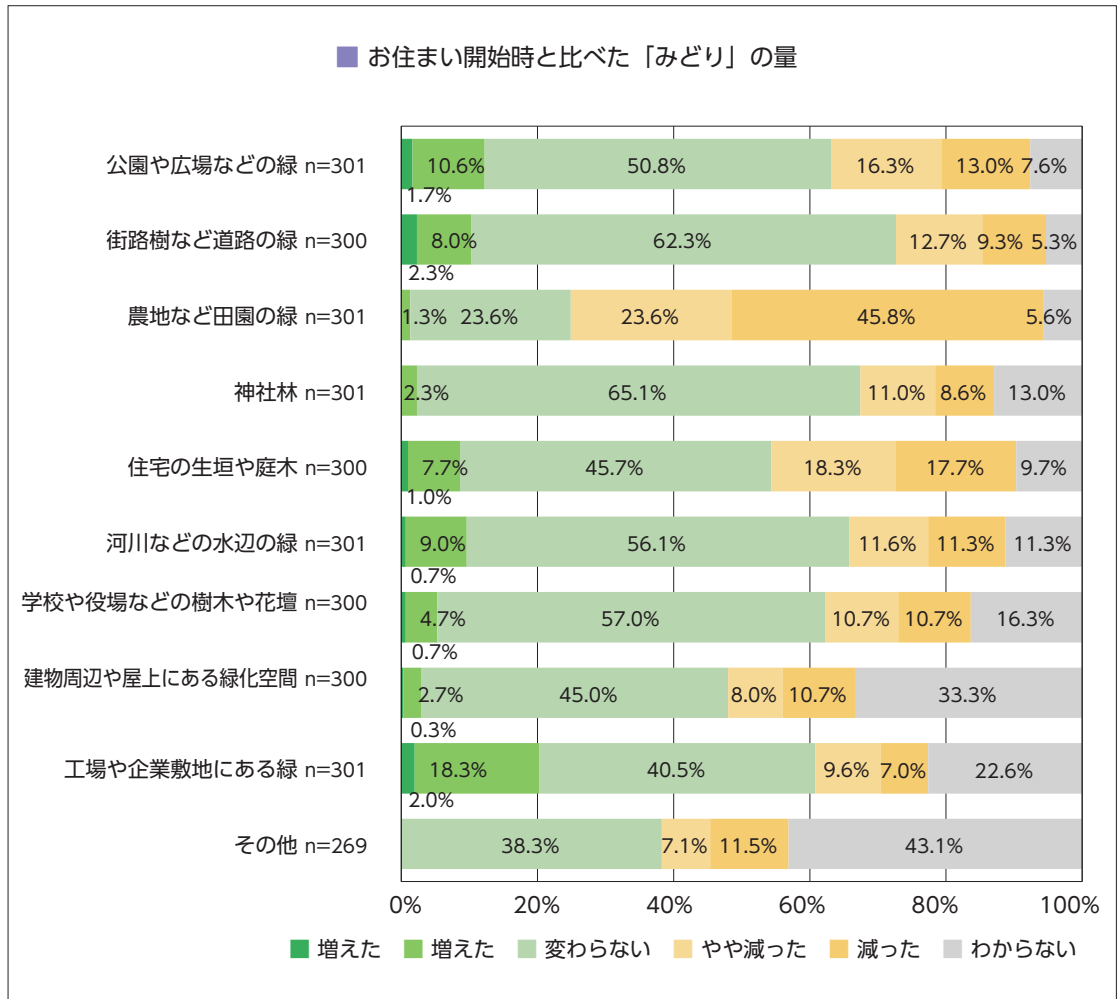
緑の量が「多い・やや多い」という回答が1割以上を占めているのは、「公園や広場などの緑」「農地など田園の緑」「河川などの水辺の緑」「工場や企業敷地にある緑」になっています。



② 住まいを開始した時と比べた「みどり」の量

「農地などの田園の緑」は、約7割（69.4%）が住まい開始時より減っていると回答しています。

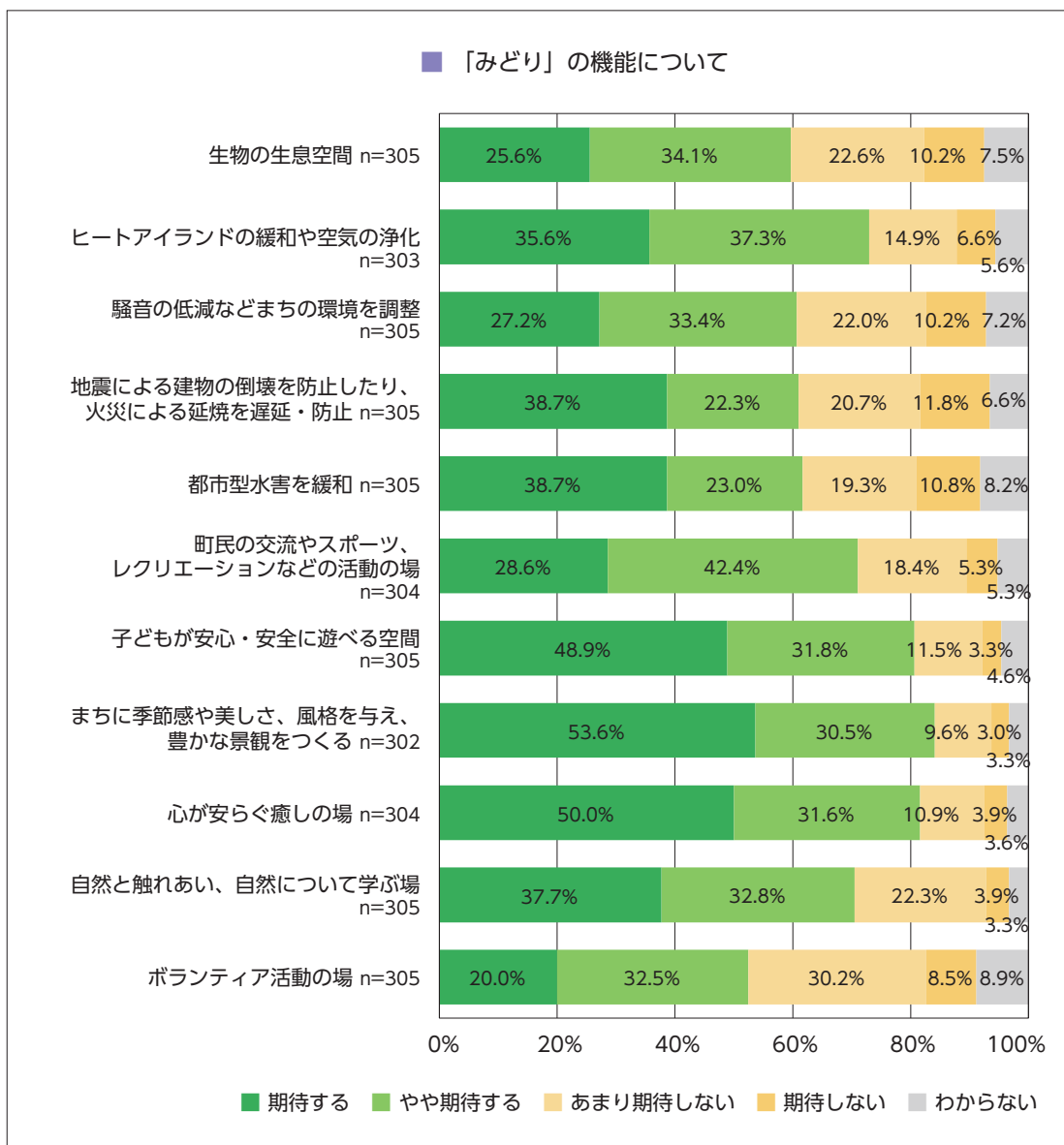
「工場や企業敷地にある緑」は、住まい開始時より約2割（20.3%）が、「増えた・やや増えた」と回答しています。「減った・やや減った」（16.6%）という回答より、みどりの量が増えたという回答が多いのは、この項目のみとなっています。



③ 北島町の「みどり」の機能

各項目とも、5割以上がみどりの機能に期待をもっており、特に「子どもが安心・安全に遊べる空間」、「まちに季節感や美しさ、風格を与え豊かな景観をつくる」、「心が安らぐ癒しの場」についての期待が高いといえます。

「生物の生息空間」「騒音の低減などまちの環境の調整」「地震による建物の倒壊を防止したり、火災による延焼を遅延・防止」「ボランティア活動の場」は、3割以上が期待していません。



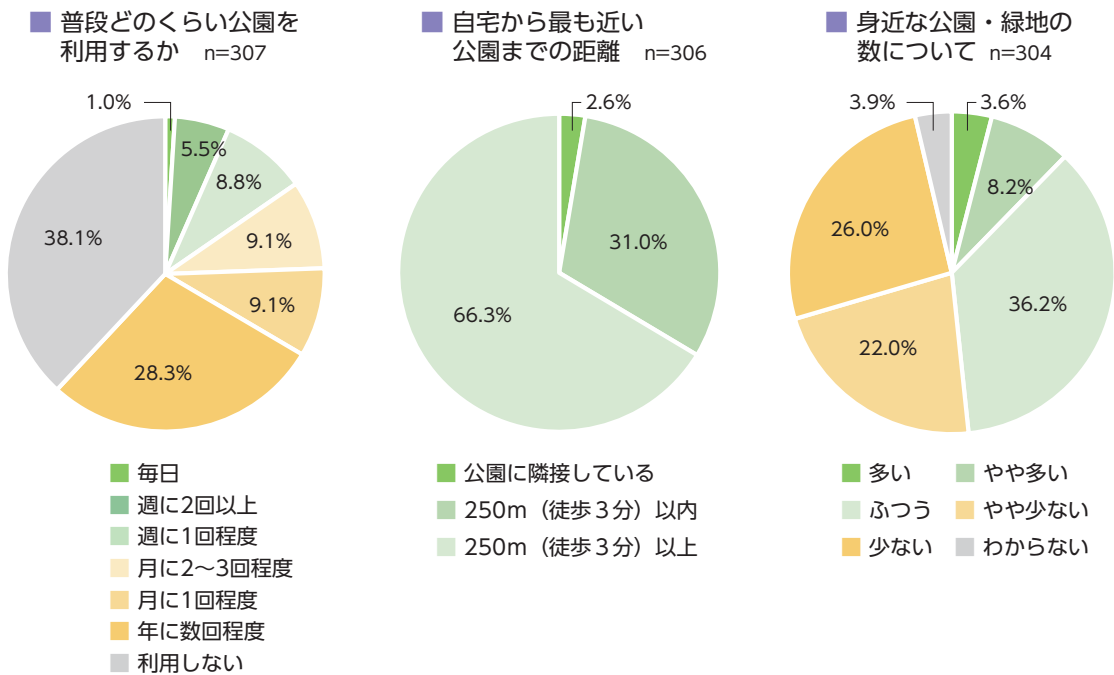
④ 公園の利用頻度、公園までの距離、公園・緑地の数

普段どのくらい公園を利用するかについては、「利用しない」が最も多く38.1%、次いで「年に数回程度」が28.3%になっています。

週に1回以上利用するのは、15.3%になっています。

自宅から最も近い公園までの距離は、「250m以上」が66.3%で最も多く、次いで「250m以内」31.0%になっています。

身近な公園・緑地の数については、「多い」「やや多い」が11.8%なのに対して、「やや少ない」「少ない」が48.0%で約4倍になっています。



3 用語集

あ行	
アダプトプログラム	行政と住民、団体、事業者等が協働で行うまちづくりの制度のひとつ。行政と住民等が協定を結び、行政が保有する公共施設（公園、道路や河川など）を住民等がボランティアで管理する
NPO	非営利組織 Non Profit Organization の略称であり、政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと
オープンスペース	公園や児童遊園等の住民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する空間のこと。これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の開放空間等を含む、建築物などによって覆われていない土地の総称
屋上緑化	建築物の屋上を緑化すること。庭園的な空間をつくる屋上庭園などを含んだ概念であり、人工地盤緑化に包括されるケースも多い。近年では都市のヒートアイランド現象の緩和策、省エネ効果を発揮するための切り札としても注目されている
温室効果ガス	地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称のこと。従来から問題にされてきた二酸化炭素（CO ₂ ）のほかにも、メタン（CH ₄ ）、フロン、亜酸化窒素（N ₂ O）なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされる
か行	
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する
開発許可	市街化区域において、建築物等の建築等を目的とした造成工事に対し、一定の技術基準を確保するための許可制度のこと。また、市街化調整区域においては、造成工事の技術的基準を確保する目的のほか、市街化を抑制するための立地基準を設定した許可制度のこと
河川区域	一般に堤防の川裏の法尻から対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ、河川法が適用される区域のこと
河畔林	洪水等の影響を受ける河原等に生育している水辺林のこと
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地のこと。公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する
官民連携	地域において、対等の立場で相互の関係を持った住民、団体、企業、行政が協働して行う公共的活動のこと。各主体だけではなし得ない創造的状況が生まれることが期待される
北島町公共施設等総合管理計画	公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担の軽減を図りつつ、施設の安全性の確保やサービスの向上を図っていくことを目的に、これからの公共施設等の管理における基本的な考え方を定めたもの
北島町第5次振興計画	地方自治法第2条の4に基づく「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」とこれに基づく「基本計画」をあわせたもので、他市町村では「総合計画」と呼ばれているが、本町では「振興計画」と呼ぶ。総合的・計画的な行政の運営を図るための基本的な考え方やそのための具体的な事業を示す、本町の最上位計画である
北島町都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく「町の都市計画に関する基本的な方針」として定めたもので、北島町都市計画マスタープランの策定にあたっては、「北島町第5次振興計画」と県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めている
協議会（町内連絡協議会、みどりのまちづくり推進協議会）	都市公園法第17条の2に基づき設置されるもので、公園の利便の向上等を図るために必要な協議を行う

近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことで近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことで、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつある
公共公益施設	道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設のこと
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する公園施設の設置と施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。2017年の都市公園法改正にあわせて創設された

さ行

市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと
施設緑地	公共施設等として管理される緑地のこと。都市公園、公共施設緑地（都市公園以外の公園や公共公益施設における植栽地など）、民間施設緑地（寺社境内地や民間の公開空地など）に分類される
自然堤防	洪水時に川からあふれ出た水に含まれていた土砂が、川の岸に堆積してできた地形のこと
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、17のゴール・169のターゲットから構成されている
指定管理者	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。市町村が指定するもので本町には27カ所存在する
市民農園	住民のレクリエーション活動として、野菜類の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと
市民緑地	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度のこと。これにより公開された緑地は地域の人々が利用できる
社寺林	神社、寺院が所有する樹林のことで、古くから維持・保全されている緑地
親水空間	河川や用水路等の水辺空間のこと。人々が直接水に触れたり多様な生物の観察等を行うことができる
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと

た行

地域制緑地	法律や条例などにより指定され、土地利用の規制によって保全された緑地のこと
地区計画	都市計画法第12条に定められ、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のこと
沖積平野	河川の堆積作用によって生じ、現在までその作用が続いている平野のこと。河川の堆積作用によって生じた沖積平野は、上流から谷底平野、扇状地、三角州に大区分される

動植物相	一定の場所(同一環境あるいは地理的區域)に産する全種類のこと。定性的概念で動物相・植物相を合わせたもの
都市計画公園	都市計画法第11条に基づく都市施設のうちの公園のこと。休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地などの機能を有する
都市計画道路	都市計画法第11条に基づく都市施設のうちの道路のこと。都市計画道路は、高速道路などの自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線街路、区画街路、特殊街路等の4種類があり、都市計画で種別と構造等を定めるものとされている
都市公園	都市公園法第2条に基づく公園または緑地のことで、国、自治体が設置する。身近なものから広域的なものまで、様々な規模、種類のものがある
都市農業基本法	2015年4月に施行された法律で、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的に制定された
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化の推進に関連する事項について定めた法律。2017年に一部内容が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度の拡充等がされた。また、都市公園の管理や農地を緑地として政策に組込む等、緑の基本計画への記載事項が拡充された

な行

南海トラフ地震	南海トラフは、東海地方から四国南部までの海底にある4,000m級の深い溝(トラフ)の名称であり、東海地震、東南海地震、南海地震を引き起こす活発で大規模な活断層のこと。南海トラフから琉球海溝までの約1,000kmに及び断層が連動して破壊されると、マグニチュード9クラスの超巨大地震が発生する可能性があると考えられる
農業公園菜園地	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(特定農地貸付法)により開設された市民農園のことを本町では農業公園菜園地と呼ぶ
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のこと
農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域のこと

は行

パークマネジメント	本町が目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、住民・NPO・企業と連携しながら住民の視点にたって整備、管理していくこと
バリアフリー	ハンディキャップ者の行動の妨げとなる、物的・心理的・制度的な障壁を除去すること
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な業務の改善が期待される
ヒートアイランド現象	人工的構造物に覆われて緑被地が少ないことや人間の生活や産業の活動に伴う熱放射等が原因となり、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと
ビオトープ	ドイツ語で生物を意味するbio(ビオ)と場所を示すtop(トープ)を組み合わせた合成語のこと。特定の生物が生存できるような環境条件を備えた均質な空間。また、自然環境を保全し創造するための基本となる生物の生息空間
文化財保護条例	文化財保護法及び文化財保護法に関する条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、本町に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用をはかり、もって町民の文化的向上に資することを目的に制定されたもの

壁面緑化	建物の壁面をツタ等の植物で緑化すること。また、されたもの。美観の向上、ヒートアイランド現象の軽減等という効果がある
保存樹木	良好な生活環境の保全と郷土の景観を維持するために基準に基づき定められた樹木又はその集団のこと
保存樹林指定制度	地域で親しまれてきた樹木または樹林を指定し、保存する制度のことであり、法律に基づくものと、条例に基づくものがある

ま行

緑のアドバイザー	敷地の緑化のデザイン、管理など、みどりのまちづくりに関して指導・助言を行うことのできる専門家のこと
民間施設緑地	私有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと

や行

遊休農地	現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地のこと。また、その農業上の利用の程度が、周辺の農地の利用の程度と比較して、著しく劣っていると認められる農地のこと
------	---

ら行

立体都市公園制度	適性かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合に、都市公園の区域を立体的に定めることで都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とする当該空間の利用の柔軟化を図るよう創設された制度のこと
緑地協定	都市の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づいて緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度のこと
緑地公園	都市公園法第2条に基づかない、比較的規模の小さな公園または緑地のこと
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度	地方公共団体以外のNPO法人などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度のこと。これにより、民間団体や住民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる
緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと
緑被地	都市計画基礎調査における自然的土地利用に分類される「田」「畑」「水面」「その他自然地」及び「公共空地」のこと
緑被地率	町全体あるいは市街化区域の面積に対する緑被地面積の割合のこと
緑化重点地区	「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、都市緑地法第4条第2項において、緑の基本計画に定めるものとされている
緑化地域(緑化地域制度)	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のこと

わ行

ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合い、思いの共有を行う話し合いの場のこと。地域のまちづくりの現場などで使われる
---------	---

第1章
緑の基本計画
について

第2章
北島町のみどりの
現況と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の将来像実現に
向けた取組

第5章
計画実現に向けて

資料編

北島町緑の基本計画

令和2年9月

発行：北島町

編集：北島町 建設課

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

電話：(088) 698-9808

[http:// www.town.kitajima.lg.jp/](http://www.town.kitajima.lg.jp/)